令和8年11月5日

現場説明の質問に対する回答書

入札参加者　様

下水道河川局管路整備課長

工事名　：　神奈川処理区エキサイトよこはま龍宮橋雨水幹線楠支線下水道整備工事	
公告日　：　令和８年９月２９日	公告番号　：　第 111号　　契約番号　：　2630010155

工事の現場説明に関し質問がありましたので、次のとおり回答致します。

番号	質問内容	回答
1	「積算基準」「建設物価・積算資料」「土木工事資材等単価表」「建設機械等損料表」の適用年月をご教示お願いします。	本設計書において使用している各種資料については以下のとおりです。 ・「土木工事標準積算基準書（横浜市）」：令和７年７月版 ・「下水道用設計標準歩掛表－第１巻 管路－（（公社）日本下水道協会）」：令和７年度版 ・「下水道工事積算体系表」：（令和７年１２月基準）【修正内容については最新情報をご確認ください。】 ・「土木工事資材等単価表（横浜市下水道河川局）」：令和８年６月版 ・「土木工事資材等単価表（横浜市道路・交通政策局）」：令和８年６月臨時改定 ・「土木工事資材等単価表（横浜市みどり環境局）」：令和８年６月版 なお、土木工事資材等単価表の中で参照している物価資料等は、土木工事資材等単価表に記載のとおりです。 ・「公共工事設計労務単価表（横浜市）」：令和８年３月版 ・「建設機械等損料表（（一社）日本建設機械施工協会）」：令和７年度版※1 ・「建設物価（（一財）建設物価調査会）」：令和８年６月版 ・「積算資料（（一財）経済調査会）」：令和８年６月版 ・「令和8年度版 国土交通省土木工事積算基準」※2 ※1：個別登録単価一覧表にあるものは、令和8年建設機械等損料表を使用しています。 ※2：「SJ1350」「SJ1351」「SJ1352」「SJ1353」「SJ1354」「SJ1355」「SJ1356」で使用しています。
2	「積算基準」「建設物価・積算資料」「土木工事資材等単価表」「建設機械等損料表」の適用年月をご教示ください。	
3	本工事の積算に適用される、積算基準、物価資料（建設物価・積算資料）、（土木施工単価・土木コスト情報）、建設機械等損料表の採用年月をご教示願います。	
4	本案件における横浜市土木工事標準積算基準については、令和７年７月版として宜しいですか、ご教示願います	
5	本工事でご採用の積算基準、代価根拠、積算参考資料等について書籍名、適用年月をすべてご教示ください。	
6	積算時に使用されている積算基準の適用年月を教えて下さい。	
7	本工事積算に使用されている積算基準・単価表・損料表・物価資料等の単価出典根拠資料と適用年月を全てご教示ください。	
8	本案件における建設機械等損料表については、令和７年度版として宜しいですか、ご教示願います。	令和7年建設機械損料表を使用していますが、個別登録単価一覧表にあるものは、令和8年建設機械等損料表を使用しています。
9	積算時に使用されている建設機械等損料表は何年度の物でしょうか。	
10	本案件における下水道用設計標準歩掛表については、令和７年度版として宜しいですか、ご教示願います。	令和7年下水道標準歩掛表を使用しています。共通単価については、設計書のとおり積算してください。
11	本案件は、公有地内現場事務所設置補正は補正しないとして宜しいですか、ご教示願います。	補正は行っていません。
12	本工事において、公有地内現場事務所設置補正は行っているのでしょうか。	
13	本案件は、大都市・市街地区分の現場環境改善費を計上する解釈で宜しいですか、ご教示願います。	大都市(1),(2)市街地区分の現場環境改善費を計上しています。
14	積算参考資料8頁 SJ0210号 天蓋付深積ダンプトラック運転 枝番00446のタイヤ損耗費(10t積)については、R8年度建設機械損料表の単価を使用すればよろしいでしょうか。相違のある場合は参考単価をご教授ください。	令和7年建設機械損料表を使用しています。
15	本工事において、間接費の率計算対象とならない項目をご教示願います。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
16	管理区分について、経費対象外とされている（シールド機・処分費）以外に経費対象外となる項目と管理費区分をご教示ください	
17	個別登録単価一覧表にて開示いただいております以下の単価について、備考欄および計上されている内訳書、単価表の摘要欄に管理費区分がありません。つきましては経費計算の際、「全間接費対象」として積算されておられるものと考えてよろしいでしょうか。相違の場合は、各単価の管理費区分をご教示願います。 ・TJ0010 シールド機本体 ・TJ0390 産廃処理費 ・TJ0661 刃口金物 ・Z006730001-01376　ｽｸﾗｯﾌﾟ ﾍﾋﾞ-H1	
18	本工事において、「処分費等」「スクラップ」以外に共通仮設費、現場管理費、一般管理費の対象外となる項目はございますか。	
19	個別登録単価一覧表で、備考欄に【管理費区分】が記載されていますので、この表に記載の管理費区分に従って（空白）欄を含め、積算されていると考えてよろしいでしょうか。	

20	本工事積算において、適用に記載している管理費区分以外に管理費区分を設定している項目がありましたらご教示ください。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
21	個別登録単価一覧表 備考欄に記載はないが、処分費等の取り扱いや経費対象外に該当する品目が御座いましたら、それぞれの管理費区分をご教示ください。	
22	本工事における経費個対象外となる項目を全てご教示下さい。	
23	個別登録単価一覧表 備考欄へ管理費区分の記載がございますが、記載がないものは全ての経費対象となっているということでしょうか。異なる場合は、経費の対象外となる単価と対象をご教示ください。	
24	第0001号内訳書 TJ0010 泥土圧式シールド機本体 は全間接費対象という認識でよろしいでしょうか。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
25	第0001号内訳書　TJ0010、TJ0020 泥土圧式シールド機本体は間接工事費の対象でしょうか。	
26	第0001号 内訳書 シールド機本体泥土式において、摘要欄が空欄となっていますが、これは2項とも間接工事費等の率計算の対象であるものと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	
27	個別登録単価一覧表(参考資料P291)のTJ0010及びTJ0020の「泥土圧式シールド機本体」は、備考欄に管理費区分の記載がありませんが、管理費区分の設定はないものと考えてよろしいでしょうか。	
28	設計書 P20 第0001 号　ｼｰﾙﾄﾞ機本体泥土圧式の計上項目は間接経費及び一般管理費の対象でよろしいでしょうか。	
29	設計書　本工事内訳書　20頁　第0001号　シールド機本体泥土圧式　内訳書　に計上されている「泥土圧式シールド機本体　TJ0010」摘要欄、及び個別登録単価表の備考欄にも管理区分の記載がありません。管理区分は設定されていないと考えてよろしいでしょうか。	
30	第0001号内訳書シールド機本体泥土圧式のシールド機本体の管理費区分をご教示ください。	
31	個別登録単価一覧表､TJ0010 泥土圧式シールド機本体は､工場原価の扱いと考えますが､【管理区:5】の記載がありません｡契約後に変更(経費減額変更)となりますか。	
32	第0001号内訳書 シールド機本体泥土圧式の「TJ0010シールド機本体」は、管理費区分の記載がありませんが、「管理費区分5」の適用ではなく「全間接費対象」と考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、「TJ0010シールド機本体」の管理費区分をご教示ください。	
33	第0001号内訳書 泥土圧シールド機本体　TJ0010　は経費計算上、一般管理費のみ対象と考えてよろしいでしょうか。	
34	第0035号内訳書　SJ0608 撤去工について、産廃処理費は管理費区分Tとせず、全間接費の対象でよろしいでしょうか。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
35	積算参考資料　共SJ0608号　撤去工　01016　TJ0390　産廃処理費とありますが、摘要欄に管理区分Tの記載がございません。この項目については、管理費区分一覧表　処分費等の対象にする場合に該当しなとして宜しいですか、ご教示願います。	
36	積算参考資料　P293 個別登録単価一覧表TJ0390号 産廃処分費は備考欄に管理：Tの記載がありませんが、積算では管理：Tの扱いはしないということでしょうか、ご教示願います。	
37	積算参考資料　30頁　共SJ0608号　撤去工　に計上されている「01016　産廃処理費　TJ0390」の摘要欄、及び個別登録単価表の備考欄にも管理区分の記載がありません。管理区分は設定されていないと考えてよろしいでしょうか。	
38	SJ0605号撤去工の「TJ0390産廃処理費」は全間接費対象と考えてよろしいでしょうか。	
39	個別登録単価一覧表､TJ0390 産廃処理費は､処分費の扱いと考えますが､【管理区:T】の記載がありません｡契約後に変更(経費減額変更)となりますか。	
40	SJ0608号 撤去工において、「TJ0390 産廃処理費」は、管理費区分の記載がありませんが「T：処分費対象」ではなく、「全間接費対象」として経費計算されていますか。異なる場合は、「TJ0390 産廃処理費」の管理費区分をご教示ください。	
41	第0035号　地盤凍結工 共SJ0608号　撤去工　TJ0390産廃処理費は、管理費区分Ｔと考えてよろしいでしょうか。	
42	第0083号内訳書　この内訳に計上するZ006730001　ｽｸﾗｯﾌﾟﾍﾋﾞｰH1　は管理費区分9としない、という認識でよろしいでしょうか。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
43	設計書　本工事内訳書73頁　第0083号　覆工　内訳書　に計上されている「0136　スクラップ　Z006730001」摘要欄、及び個別登録単価表の備考欄にも管理区分の記載がありません。管理区分は設定されていないと考えてよろしいでしょうか。	

44	第0083号内訳書覆工の「Z006730001（枝番01376）ｽｸﾗｯﾌﾟﾍﾋﾞｰH1」の管理費区分をご教示ください。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
45	第0083号内訳書 覆工の「Z006730001（枝番01376）ｽｸﾗｯﾌﾟ ﾍﾋﾞｰH1」は、「管理費区分9」ではなく、「全間接費対象」として経費計算されていると考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、「Z006730001（枝番01376）ｽｸﾗｯﾌﾟ ﾍﾋﾞｰH1」の管理費区分をご教示ください。	
46	第0083号　覆工 個別登録単価一覧表で公表されたZ006730001　スクラップ　ヘビーH1の単価は、管理費区分９と考えてよろしいでしょうか。	
47	第0083号に計上されているスクラップについて、「管理区：9」の記載がありませんが、全間接費の算定対象として取り扱うと考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、適用する管理費区分をご教示お願いします。	
48	積算参考資料　共SJ0609号　動力費　01020　TJ0392　水道使用料金とありますが、摘要欄に管理区分Tの記載がございません。この項目については、管理費区分一覧表　処分費等の対象にする場合に該当しなとして宜しいですか、ご教示願います。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
49	積算参考資料　P293 個別登録単価一覧表TJ0392号 水道使用料金は備考欄に管理：Tの記載がありませんが、積算では管理：Tの扱いはしないということでしょうか、ご教示願います。	
50	積算参考資料　30頁　共SJ0609号　動力費　に計上されている「01020　水道使用料金　TJ0392」の摘要欄、及び個別登録単価表の備考欄にも管理区分の記載がありません。管理区分は設定されていないと考えてよろしいでしょうか。	
51	個別登録単価一覧表､TJ0392 水道使用料金は､処分費の扱いと考えますが､【管理区:T】の記載がありません｡契約後に変更(経費減額変更)となりますか。	
52	第0035号内訳書＞SJ0609 「TJ0392：水道使用料金」は、経費計算上「処分費」の扱いとされているのでしょうか。	
53	第0035号　地盤凍結工 共SJ0609号　動力費　TJ0392水道使用料金は、管理費区分Ｔと考えてよろしいでしょうか。	
54	設計書 P53 第0054 号　刃口金物工は間接経費及び一般管理費の対象でよろしいでしょうか。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
55	第0054号　刃口金物工 共SJ0900号　刃口金物工のうち、労務費と機械賃料並びに諸雑費（率＋まるめ）は、全間接費の対象になると考えてよろしいでしょうか。	
56	SJ0900号刃口金物工の「TJ0661刃口金物」の管理費区分をご教示ください。	
57	個別登録単価一覧表､TJ0660 刃口金物は､工場原価の扱いと考えますが､【管理区:5】の記載がありません｡契約後に変更(経費減額変更)となりますか。	
58	SJ0900号 刃口金物工の「TJ0661 刃口金物」は、管理費区分の記載がありませんが「管理費区分5」の適用ではなく「全間接費対象」として経費計算されていますか。異なる場合は、「TJ0661 刃口金物」の管理費区分をご教示ください。	
59	第0054号　刃口金物工 共SJ0900号　刃口金物工　TJ0661刃口金物の金額は、共通仮設費率分と現場管理費の対象額から控除されるのでしょうか。	
60	第0035号　地盤凍結工 共SJ0609号　動力費　TJ0391電気使用料金は、全間接費の対象と考えてよろしいでしょうか。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
61	第0089号　機械器具損料 第0092号　機械器具損料 個別登録単価一覧表で公表されているTJ1342　技術料は、全間接費の対象と考えてよろしいでしょうか。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
62	第0093号　現地調査 個別登録単価一覧表で公表されているTJ1600　現地調査費は、全間接費の対象と考えてよろしいでしょうか。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
63	図面65/74 　既設立坑坑口補強工図について発進立坑の坑口部に直接切削可能な面を構築するものと思われますが、設計書内訳書台0036号 発進坑口補強を確認すると使用する格子筋が通常の鉄筋となっています。規格に間違いはありませんでしょうか。	0036号発進坑口補強は、既設立坑の既設坑口を補強するものです。設計書のとおり積算してください。
64	設計書 　内訳書第108号 　鉄骨工用のボルトナット規格について詳細をご教示願います。	六角 F 10T M20×65（㎜）で積算しています。
65	連続地中壁工（柱列式）連続壁材料に使用するH形鋼H1200×350×22×40の材質についてご教示願います。	SN490 H-1200×350×22×40で積算しています。
66	材料について、内訳74号：表層（歩道部）で選択されるアスファルト混合物のうち、指定されるアスファルトの規格をご教示ください。	枝番と個別登録単価一覧表を参照してください。

67	No2.特殊ﾏﾝﾎｰﾙ工　躯体工　設計書P12、P84第0100号組立ﾏﾝﾎｰﾙについて DGD60070積算参考資料集P214を見ると、施工規模が4か所以上となっています。設置は1箇所となっていますがこちらでよろしいですか。	設計書のとおり積算してください。
68	No3.特殊ﾏﾝﾎｰﾙ工　躯体工　設計書P12、P84第0104号組立ﾏﾝﾎｰﾙについて DGD60070、積算参考資料集P213を見ると、施工規模が4か所以上となっています。設置は1箇所となっていますがこちらでよろしいですか。	
69	既設下水道管φ400移設　設計書P17、P132第0163号第1種組立ﾏﾝﾎｰﾙについて DGD60070、積算参考資料集P21を見ると、施工規模が4か所以上となっています。設置は1箇所となっていますがこちらでよろしいですか。	
70	設計書－第0136号土工の枝番03128のD40IA05205の入力条件について、土質区分は“土砂”、締固めの有無は“有”でよろしいですか。	参考資料の「基D40IA05205号 人力投入埋戻工(一般土工　改良土) 枝番03128」及び入力条件一覧表「CB210410号 埋戻し 枝番3128」のとおりです。
71	設計書－第0177号植栽復旧の枝番03101、03102、03103「WB610010」の入力条件について、肥料は“無し”と考えてよろしいですか。	「土木工事標準積算基準書（横浜市）」：令和７年７月版のとおりです。
72	入力条件一覧表342頁　DGD50180号　換気工　で入力条件にターボ遠心式　40m3/分 700mm/Aq とありますが、条件として軸流式しか選択できません。条件の入力方法をご教示下さい。	参考資料の「基DGD50180号 換気工 枝番00075」で積算しています。
73	週休２日補正について、 設計書ｐ2に記載の「完全」は、労務費・経費共に補正されていると考えてよろしいでしょうか。	設計書および横浜市週休２日工事実施要領（令和７年７月版）のとおりです。
74	週休２日補正について、 本工事は令和８年７月以降に公告されている物件より、令和８年７月週休２日工事の制度変更より、「労務費の補正なし」、「経費の補正あり」の内容で積算された物件でしょうか。ご教示ください。	
75	設計書積算P2積算の適用年月日について 令和8年6月1日基準ということは、完全週休2日の区分で、労務費2%共通仮設費2%、現場管理費3%の割増がされる工事と考えてよろしいですか。	
76	労務費の週休2日補正は令和7年度の補正係数を採用していると考えてよろしいでしょか。 また共通仮設費、現場管理費の補正係数共通仮設費および現場管理費の補正係数についても、令和7年度の補正係数を採用していると考えてよろしいでしょうか。	
77	第0925号　事業損失防止施設費 各種調査で計上される技師や技術員の単価は、週休2日補正の対象ではないと考えてよろしいでしょうか。 ご教示お願いいたします。	週休２日補正の対象外のコードは、横浜市のホームページのとおりです。 https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/sekisan-system.html 土木積算システムの「令和７年７月１日基準からの横浜市週休２日工事実施要領について」
78	第0925号内訳書 家屋調査に係る労務費は週休2補正の対象でしょうか。	
79	第0003号　覆工セグメント 共SJ0010号　切羽及び坑内作業工（泥土圧シールド）昼夜（下水16時間）の労務単価は、下記の計算式の通り16時間の補正計算で単価を丸めずに、週休2日の補正係数を乗じた後に1円単位（小数点以下切捨て）で計上すると考えてよろしいでしょうか。 T＝R×（１＋０．０９３７５×α）×週休2日補正係数 T：補正後の労務単価（端数処理：小数点以下切捨て）	週休２日補正の端数処理の考え方は、横浜市のホームページのとおりです。 https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/sekisan-system.html 土木積算システムの「土木積算システムにおける横浜市週休２日の補正計算について（その６）」
80	作業時間が昼施工の場合、9時間施工可能と考えてよろしいですか。	「土木工事標準積算基準書（横浜市）」：令和７年７月版および「下水道用設計標準歩掛表－第１巻 管路－（（公社）日本下水道協会）」：令和７年度版のとおりです。
81	作業時間が夜施工の場合、9時間施工可能と考えてよろしいですか。	
82	管路　管きょ工仮設備工　設計書P4、P35第0023号鏡切りについて 設計書にコア抜きの記載があり、こちらは図面49/74のφ2600の発進部で行うと思われますが、昼間施工する箇所と夜間施工する箇所はどのように分けていますでしょうか。また昼夜のどちらとも9時間施工が可能と考えてよろしいですか。	昼夜間で施工箇所の分類は想定していません。 「土木工事標準積算基準書（横浜市）」：令和７年７月版のとおりです。
83	管路　管きょ工一次覆工　設計書P3、P21第0003号覆工ｾｸﾞﾒﾝﾄについて SJ0010積算参考資料集P1を見ると労務に「昼夜(下水16時間)」の記載があります。これは総労働16時間施工の労務を計上しているということでしょうか。	昼夜(下水16時間)は「下水道用設計標準歩掛表－第１巻 管路－（（公社）日本下水道協会）」：令和７年度版のとおりです。 なお、「昼夜（下水16時間）」の労務単価補正については、横浜市ホームページにて、「労務単価の補正「昼夜（下水16時間）」について」を参考にしてください。

84	管路　管きょ工一次覆工　設計書P3、P21第0003号覆工ｾｸﾞﾒﾝﾄについて 上記の総労働16時間施工の労務でない場合、昼間の施工で2パーティを計上されているのでしょか。	昼夜(下水16時間)は「下水道用設計標準歩掛表－第１巻 管路－（（公社）日本下水道協会）」：令和７年度版のとおりです。 なお、「昼夜（下水16時間）」の労務単価補正については、横浜市ホームページにて、「労務単価の補正「昼夜（下水16時間）」について」を参考にしてください。
85	管路　管きょ工一次覆工　設計書P3、P21第0003号覆工ｾｸﾞﾒﾝﾄについて 昼夜連続施工の場合、交通誘導員の昼夜の労働時間や割増はどのように考えていますでしょうか。	労働時間は「下水道用設計標準歩掛表－第１巻 管路－（（公社）日本下水道協会）」：令和７年度版のとおりです。 夜間割増は、労務単価×1.5となっています。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
86	設計書 　内訳書61号 　掘削泥土処分工について地下水位以下の掘削土についてほぐし率は考慮されていますでしょうか。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
87	仮設駐輪場の設置先、形状について詳細図をご提示願います。また内訳書第0136号仮設駐輪場撤去　土工にて掘削した建設発生土4.5m3の処分費はどこに計上されていますでしょうか。	仮設駐輪場計画平面図(1)のとおりです。 設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
88	設計書 　内訳書第145号 　耐震性貯水槽耐震性貯水槽撤去床掘りにて掘削した建設発生土170.4m3の処分費はどこに計上されていますでしょうか。ご教示願います。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
89	設計書 　内訳書147号 　耐震性貯水槽　土工掘削にて掘削した建設発生土のうち、掘削土量439.9m3のうち176.6m3×1.2=211.9m3は記載ありますが、263.3m3×1.2=316.0m3の処分費はどこに計上されていますでしょうか。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
90	設計書P20 第0002号　セグメント（仕上がり内径2600㎜） 鋼製セグメントのシール材が1,298.6mとなっております。これはL字貼りにした際の延長数量ですが、全周貼りと考えて宜しいでしょうか、ご教示願います。	L字貼りを想定しています。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
91	積算参考資料P7 SJ0145号 目地コーキングRCセグメント用（積算参考資料P7）に1リング当りコーキング材0.658m2と記載されています。また、個別登録単価一覧表（積算参考資料P291）のTJ0060は単価58円/m2と記載されています。計算すると1リング当り38円にしかなりませんが、数量や登録単価に誤りはないでしょうか、ご教示願います。	設計書のとおり積算してください。
92	第0010号　覆工コンクリートのスチールフォーム（DGD30100）について、作業内容は①縮小、②拡大、③両方のどちらでしょうか。ご教示願います。	縮小と復元を1回ずつ計上しています。
93	設計書　管路　管きょ工　一次覆工　機械器具損料 機械器具損料は一式で計上されており、個別登録単価一覧表で１式当たりの単価が公表されていますが、内訳が不明です。機械器具損料で計上している機械器具の名称（項目）、仕様、台数等の数量をご提示ください。	詳細については契約後受注者に提示します。
94	二次覆工用スチールフォーム（セントル）の材料費は二次覆工機械器具損料に含まれていると考えてよろしいですか。	二次覆工機械器具損料に含まれています。
95	設計書　第0011号内訳書　インバート工について、インバート工は「コンクリート打設工（プレーサ打設）」で計上されていますが、機械器具損料および電力量料金の項目がありません。設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	設計書のとおり積算してください。なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
96	枝番00821号についてトラック[クレーン装置付]ﾍﾞｰｽﾄﾗｯｸ4～4.5t積 吊能力2.9tについて、9欄それとも13欄のどちらでしょうか。ご教示願います。	建設機械等損料表の13欄を使用しています。
97	単価について、内訳34号：注入設備据付・解体：トラックのｸﾚｰﾝ装置付･積載質量4~4.5t積･2.9t吊の1時間当たり単価は、建設機械等損料表の9欄を使用でしょうか13欄使用でしょうかご教示ください。	
98	第0034号 薬液注入 WB223750-00573号におけるK0302013(トラッククレーン装置付・積載質量4～4.5t積・2.9t吊)の単価表は、設計参考資料の枝番00083号と同一内容と考えてよろしいでしょうか。ご教示お願いいたします。	そのとおりです。
99	第0034号内訳書 「WB223750：注入設備据付･解体(00573)」につきまして、「K0302013：ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]ﾍﾞｰｽﾄﾗｯｸ4～4.5t積 吊能力2.9t」の内訳がございません。「WB223750：注入設備据付･解体(00083)」の「K0302013：ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]ﾍﾞｰｽﾄﾗｯｸ4～4.5t積 吊能力2.9t(00083)」と同じ単価表が計上されていると考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
100	積算参考資料　基DGD50180号　換気工　遠心ファン［ターボ遠心式］運転日数の項目については建設機械等損料表９欄、供用日数の項目については１１欄を適用して宜しいですか、ご教示願います。	そのとおりです。

101	個別登録単価一覧表へ掲載されている単価は、損料率や補正を乗じる前の単価であり、各歩掛にて個別登録単価へ損料率や補正を乗じて算出していると考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、補正済みの単価をご教示ください。	TJ○○で始まる単価のうち、参考資料　共 SJ○○号の摘要欄に補正の記載があるものは、一覧表に記載の単価に補正率を乗じて計上しています。 それ以外のTJ○○で始まる単価については、一覧表に記載の単価を計上しています。 それ以外の一覧表に記載の単価は補正率を乗じる前の単価です。
102	設計書－第0025号配管設備の枝番00047、00602、00603、00604、00605、00606のDGD30310の中で配管損料が個別登録単価として計上されますが、これとは別に枝番00526、00527、00520、00529、00531で配管損料があります。これは、どのように考えればよろしいですか。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
103	CB240010号コンクリート枝番00010に適用する生コンクリートの規格は、 Z002012003「生コンクリート（高炉B）21-12-25（20）水セメント比55%以下」と考えてよろしいでしょうか。	道路・交通政策局土木工事資材等単価表（令和８年６月臨時改定） 「Z002010029 生ｺﾝｸﾘｰﾄ(普通) 30-12-25(20)　水ｾﾒﾝﾄ比55%以下」 「Z002012001 生ｺﾝｸﾘｰﾄ(高炉B) 18-8-25(20) 水ｾﾒﾝﾄ比60%以下」 「Z002012003 生ｺﾝｸﾘｰﾄ(高炉B) 21-12-25(20) 水ｾﾒﾝﾄ比55%以下」 「Z002012004 生ｺﾝｸﾘｰﾄ(高炉B) 24-8-25(20) 水ｾﾒﾝﾄ比55%以下」 「Z002012005 生ｺﾝｸﾘｰﾄ(高炉B) 24-12-25(20) 水ｾﾒﾝﾄ比55%以下」を採用しています。
104	本工事に使用される生コンクリートについて、 水セメント比の指定をご教示ください。	
105	基CB240010号　コンクリート コンクリートは施工パッケージ積算単価となっていますが、コンクリートの規格は水セメント比（W/C）の表記がありません。本工事で採用されている生コンクリートの材料単価は、横浜市のホームページ掲載のZから始まる水セメント比指定の生コンクリートを採用していると考えてよろしいでしょうか。	
106	第0067号コンクリート工内訳書で、生コン30-12-25(20)(普通)の水セメント比をご教示ください。	
107	設計書P82第0098 号　No2特殊マンホールのコンクリート(30-12-25(20)普通)の仕様の詳細及び単価の出典をご教示ください。	
108	（積算)参考資料P130　CB240010　コンクリートのコンクリート規格 30-12-25(20)(普通)の単価の出典をご教示ください。	
109	設計書P59「第0067 号 コンクリート工　CB240010　ｺﾝｸﾘｰﾄ　枝番01415」で使用されているコンクリートの単価コードは、道路局単価の「Z002010029　30-12-25（20）W/C55%以下」と考えて宜しいでしょうか。異なる場合は正しい規格及びコード、出典根拠元をご教示ください。	
110	設計書P103、111「C1CB410031　下層路盤(歩道部)　枝番01719、02271」の再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝで採用されている単価は、「Z100022978　再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ40～0㎜（RC=40）再生路盤材、溶融ｽﾗｸﾞなし」と考えて宜しいでしょうか。異なる場合は正しい規格・単価コードをご教示ください。	道路・交通政策局土木工事資材等単価表（令和８年６月臨時改定） 「Z100022978 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ40～0㎜(RC-40)再生路盤材、溶融ｽﾗｸﾞなし」を採用しています
111	第0143号　舗装工 基C1CB410031号　下層路盤（歩道部）再生クラッシャーランRC-40の規格は、再生路盤材　溶融スラグなしで計上されていると考えてよろしいでしょうか。	
112	単価について、内訳143号：下層路盤（歩道部）：使用される砕石はRC40・再生路盤・溶融スラグ無しでよろしいでしょうかご教示ください。	
113	第0074号内訳書 「C1CB410031：下層路盤（歩道部）(02787)」にて使用される再生クラッシャーランは、「Z100022978再生クラッシャラン　再生路盤材、溶融ｽﾗｸﾞなし」と考えてよろしいでしょうか。	
114	設計書 　内訳書９号 　レディーコンクリートにおいて、Z002012001生コンクリート18-8-25(20)高炉は、個別登録単価一覧表に記載の通り、有効4桁と考えて良いでしょうか、ご教示願います。	端数処理は、「道路・交通政策局土木工事資材等単価表（令和８年６月臨時改定）」に記載のとおりです。
115	第0027号　通信配線設備について、通信配線設備工で計上される電話機、通信用ﾋﾞﾆﾙ電線数量は登録単価に損料として、各単価の1/3, 1/2を計上すると考えてよろしいでしょうか。その場合、端数処理は1円未満切り捨てにて計上されていると考えてよろしいでしょうか。異なる場合、端数処理方法をご教示お願いします。	DGD30330に使用している「電話機」及び「通信用ビニル電線」の単価補正方法は以下のとおりです。 電話機（小数第１位切捨て）＝個別登録単価×1/3＝個別登録単価×0.333 通信用ビニル電線（小数第１位切捨て）＝個別登録単価×1/2＝個別登録単価×0.500
116	（積算)参考資料P302個別登録単価一覧表　単価コードY2G5010010- 02488の電話機損料は3回使い補正前の単価でよろしいでしょうか。	
117	第0027号内訳書 DGD30330 通信配線設備設置工における材料の計上は、登録単価一覧表記載の単価に電話機は1/3、ﾋﾞﾆﾙ線は1/2を掛ける必要はありますでしょうか。	
118	第0027号内訳書 「通信配線設備工」設置工につきまして、計上されている個別登録単価(電話機損料・通信用ﾋﾞﾆｰﾙ電線損料)は補正済であり、歩掛では補正をされていないと考えてよろしいでしょうか。歩掛で補正される場合、補正係数を乗じた後のまるめは小数点以下切捨てと考えてよろしいでしょうか。	
119	第0027号　通信配線設備 第DGD30330号　枝番02488　通信配線設備工　電話機損料は、個別登録単価一覧表で公表された単価に損料率33.3%を乗じて計上されていると考えてよろしいでしょうか。	
120	第0027号　通信配線設備 第DGD30330号　枝番02488　通信配線設備工　通信用ビニール電線損料は、個別登録単価一覧表で公表された単価に損料率50%を乗じて計上されていると考えてよろしいでしょうか。	

121	参考資料にあります「個別登録単価一覧表」の中のZ4M8580100- 00565　高所作業車賃料ﾄﾗｯｸ架装ﾘｽﾄ･ﾌﾞｰﾑ型　直伸･屈折式作業床高さ12m　@10,400　は　設計書内のどの部分に使用したらよろしいでしょうか。	個別登録単価一覧表Z4M8580100- 00565　高所作業車賃料ﾄﾗｯｸ架装ﾘｽﾄ･ﾌﾞｰﾑ型　については、使用していません。
122	第0935号 内訳書 役務費において、第1項の借地料の入力条件欄に@の表記がありますが、これは借地料が無料であるものと考えてよろしいでしょうか。差異がある場合は、計上されている借地料単価についてご教示ください。	借地料は、参考資料の入力条件一覧表「D1WB010230号 借地料 枝番02423」のとおりです。
123	第0935号　役務費 基D1WB010230号　借地料　1カ月当たりの借地料をご教示ください。	
124	「参考資料」p.166 「D40KA031100号 注入材料 単価表」にて計上されている 『目詰材 (Z403021012)』は、建設物価に掲載の350円/kg及び、積算資料に掲載の384円/kgに掲載されている『ウラゴメール (前田工繊産資)』の価格を二誌平均されていると考えてよろしいでしょうか。	「Z403021012 目詰材」の物価資料は、下水道河川局土木工事資材単価表（令和８年６月臨時改定）の注意事項「３．物資参考資料」の記載のとおりです。
125	設計書　第0109号　仮設防音工換気照明設備 　積算参考資料　基DGD50180号　換気工 　換気工に関わる電力料はDGD50180に記載のあるY017500001電力料と思われますが、第0109号に記載のあるZ403091004電力料金は、どの工種に該当する電力料ですか、ご教示願います	防音ハウス内の照明の電力料です。
126	(積算)参考資料　表紙に●バックホウ排出ガス対策型基準値の施工単価コードの記載がございますが、本工事においては該当なしでよろしいでしょうか。	そのとおりです。
127	積算参考資料179頁 D7110111号 チェーンソー運転費に記載されているチェーンソー損料(コード：Z7111002)について、出典元をご教授ください。	「Z7111002 ﾁｪﾝｿｰ損料 鋸長350mm 34cc級」は、395円で計上しています。
128	設計書　本工事内訳書107頁　第0136号　土工　人力投入埋戻工(一般土工　改良土)D40IA05205は、材料費の計上はありますでしょうか。	参考資料の「基D40IA05205号 人力投入埋戻工(一般土工 改良土) 枝番03128」のとおりです。
129	設計書　本工事内訳書122頁　第0151号 ヤード復旧工　機械投入埋戻工(一般土工改良土)D40IA05155は、材料費の計上はありますでしょうか。	参考資料の「基D40IA05155号 機械投入埋戻工(一般土工 改良土購入) 枝番03171」のとおりです。
130	第0043号内訳書 「CB224430：コンクリート削孔（コンクリート穿孔機）90mm以上100mm未満(02390、02840)」の積算地区単価として計上されるダイヤモンドビッドは、「Z006531004ダイヤモンドビット110.0mm」と考えてよろしいでしょうか。	道路・交通政策局土木工事資材等単価表（令和８年６月臨時改定） 「Z006531004 ﾀﾞｲﾔﾓﾝﾄﾞﾋﾞｯﾄ 110mm ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞ」を採用しています。
131	第0082号内訳書 「TJ1206：副部材A 365日（12ヵ月）以内」「TJ1205：副部材A 90日（3ヵ月）以内」につきまして、個別登録単価は係数を乗じたものでしょうか。それとも、個別登録単価へ係数を乗じて計上されているのでしょうか。ご教示ください。	「TJ1206：副部材A 365日（12ヵ月）以内」「TJ1205：副部材A 90日（3ヵ月）以内」については、個別登録単価は係数を乗じた後の単価が記載されています。
132	個別登録単価一覧表 「流動化処理土(TJ0610)」は材料費として集計されていますでしょうか。	材料費として計上しています。
133	第0018号　床材設置工の縞鋼板は積算基準にてスクラップとすることを前提とし、材料費の80%を計上すると記載されていますが、個別登録単価一覧表の単価に80%を乗じて算出するものと考えてよろしいでしょうか。ご教示お願いいたします。	個別登録単価一覧表「Y2G2020010　縞鋼板」は損料率の80%を乗じる前の単価です。
134	第0018号内訳書 「DGD30150：床材設置工」へ計上されている「Y2G2020010：縞鋼板 厚3.2mm*幅914mm*長1829mm」につきまして、既に80%の補正を乗じた単価でしょうか。それとも、登録単価に補正を乗じて計上されているのでしょうか。ご教示ください。	
135	シールド機発進用受台 第DGD30150号　床材設置工　縞鋼板　床板用1回使いとは、全損扱いとして個別登録単価一覧表の公表単価を100%で計上されているのでしょうか。	
136	(積算)参考資料P101　SJ2092　照明灯設置工のEM-IE電線配線工（管内）　5.5mm2の電線材（EM-IE 5.5mm2)の単価の出典をご教示ください。	参考資料の「基D7310562号 EM-IE電線配線工（管内）5.5mm2」のとおり道路・交通政策局土木工事資材等単価表（令和８年６月臨時改定） 「Z100022737 600V耐燃性ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁電線 5.5mm2 EM-IE」を採用しています。
137	(積算)参考資料P318　入力条件一覧表のCB240060 ﾓﾙﾀﾙ練(枝番02709,02738,0163)のセメントの荷姿は25kg袋入り、砂の規格は洗砂コンクリート用細目でよろしいでしょうか。	道路・交通政策局土木工事資材等単価表（令和８年６月臨時改定） 「Z002002006 ｾﾒﾝﾄ(普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞ)　25kg袋入」「Z002104002 洗砂 ｺﾝｸﾘｰﾄ用骨材 細目」を採用しています。
138	第0122号内訳書＞SJ2052＞SJ2051 「CB240060：ﾓﾙﾀﾙ練(02709)」につきまして、採用されているセメントは「Z002002006：ｾﾒﾝﾄ(普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞ)　25kg袋入(大口) 取引数量160~320袋」、砂は「Z002104002：洗砂　ｺﾝｸﾘｰﾄ用骨材 細目」でしょうか。ご教示ください。	道路・交通政策局土木工事資材等単価表（令和８年６月臨時改定） 「Z002002006 ｾﾒﾝﾄ(普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞ)　25kg袋入」「Z002104002 洗砂 ｺﾝｸﾘｰﾄ用骨材 細目」を採用しています
139	第0126号内訳書＞SJ2000 「CB240060：ﾓﾙﾀﾙ練(02738)」につきまして、採用されているセメントは「Z002002006：ｾﾒﾝﾄ(普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞ)　25kg袋入(大口) 取引数量160~320袋」、砂は「Z002104002：洗砂　ｺﾝｸﾘｰﾄ用骨材 細目」でしょうか。ご教示ください。	道路・交通政策局土木工事資材等単価表（令和８年６月臨時改定） 「Z002002006 ｾﾒﾝﾄ(普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞ)　25kg袋入」「Z002104002 洗砂 ｺﾝｸﾘｰﾄ用骨材 細目」を採用しています
140	第0148号内訳書 「CB240060：ﾓﾙﾀﾙ練(1643)」につきまして、採用されているセメントは「Z002002008：ｾﾒﾝﾄ(高炉B)　25kg袋入(大口) 取引数量160~320袋」、砂は「Z002104002：洗砂　ｺﾝｸﾘｰﾄ用骨材 細目」でしょうか。ご教示ください。	道路・交通政策局土木工事資材等単価表（令和８年６月臨時改定） 「Z002002008 ｾﾒﾝﾄ(高炉B) 25kg袋入」「Z002104002 洗砂 ｺﾝｸﾘｰﾄ用骨材 細目」を採用しています。
141	第0149号　仮囲門扉設置撤去工 ｹﾞｰﾄ 6.0m×4.0m　2回使用 1/2単価計上は登録単価一覧表に記載のある単価から1/2を計上すると考えてよろしいでしょうか。 ご教示お願いいたします。	参考資料の「基DGD30400号 仮囲門扉設置撤去工 枝番01566」の「Y3G3020010 ｹﾞｰﾄ 6.0m×4.0m 2回使用 1/2単価計上」は、512,000円で計上しています。
142	第0149号内訳書 仮囲門扉設置撤去工のゲート6.0m×4.0m2回使用 1/2単価計上は512,000の1/2を計上でしょうか。	参考資料の「基DGD30400号 仮囲門扉設置撤去工 枝番01566」の「Y3G3020010 ｹﾞｰﾄ 6.0m×4.0m 2回使用 1/2単価計上」は、512,000円で計上しています。
143	(積算)参考資料P303　個別登録単価一覧表　単価コードY3G3020010- 01566のゲート 6.0m× 4.0mに 2回使用 1/2単価計上の記載がございますが、単価512,000の1/2を計上するものと解釈してよろしいでしょうか。	参考資料の「基DGD30400号 仮囲門扉設置撤去工 枝番01566」の「Y3G3020010 ｹﾞｰﾄ 6.0m×4.0m 2回使用 1/2単価計上」は、512,000円で計上しています。

144	積算参考資料　210頁　基DGD30400号　仮囲門扉設置撤去工　に計上されている「ゲート　6.0m×4.0m　2回使用　1/2単価計上」の単価は、個別登録単価一覧表に記載の単価を1/2して計上すると考えてよろしいでしょうか。	参考資料の「基DGD30400号 仮囲門扉設置撤去工 枝番01566」の「Y3G3020010 ｹﾞｰﾄ 6.0m×4.0m 2回使用 1/2単価計上」は、512,000円で計上しています。
145	第0149号内訳書 「DGD30400：仮囲門扉設置撤去工(01566)」にて計上されているゲート材料費は1/2単価計上とのことですが、登録単価一覧表に記載の単価を1/2乗じて計上されていると考えてよろしいでしょうか。	参考資料の「基DGD30400号 仮囲門扉設置撤去工 枝番01566」の「Y3G3020010 ｹﾞｰﾄ 6.0m×4.0m 2回使用 1/2単価計上」は、512,000円で計上しています。
146	第0149号　付属施設工 基DGD30400号　仮囲門扉設置撤去工　個別登録単価一覧表で公表されているY3G3020010ゲート6.0m×4.0mの単価は、2回使用による1/2を乗じる前の単価という理解でよろしいでしょうか。	参考資料の「基DGD30400号 仮囲門扉設置撤去工 枝番01566」の「Y3G3020010 ｹﾞｰﾄ 6.0m×4.0m 2回使用 1/2単価計上」は、512,000円で計上しています。
147	個別登録単価一覧表の単価コードＹ３Ｇ3020010－01566　ゲート6.0ｍ×4.0ｍ　2回使用　1/2単価計上に記載されている単価は、1/2されているものとしてよろしいですか、ご教示願います。	参考資料の「基DGD30400号 仮囲門扉設置撤去工 枝番01566」の「Y3G3020010 ｹﾞｰﾄ 6.0m×4.0m 2回使用 1/2単価計上」は、512,000円で計上しています。
148	積算参考資料P311～312「CB221110　基礎砕石」で使用されている再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ40～0の材料規格は、横浜市道路局単価の「Z403011011　埋戻し材、基礎材等」と考えて宜しいでしょうか。異なる場合は正しい規格・単価コードをご教示ください。	道路・交通政策局土木工事資材等単価表（令和８年６月臨時改定）「Z100022473 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ40～0mm（RC-40）埋戻し材、基礎材等」を採用しています。
149	第0029号内訳書 「CB221110：基礎砕石」で計上される再生砕石は、「埋戻し材、基礎材等」でよろしいでしょうか。	道路・交通政策局土木工事資材等単価表（令和８年６月臨時改定）「Z100022473 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ40～0mm（RC-40）埋戻し材、基礎材等」を採用しています。
150	第0079号内訳書 「CB221110：基礎砕石(02994)」にて使用される再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝは、「Z100022473再生クラッシャラン　埋戻し、基礎材等」と考えてよろしいでしょうか。	道路・交通政策局土木工事資材等単価表（令和８年６月臨時改定）「Z100022473 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ40～0mm（RC-40）埋戻し材、基礎材等」を採用しています。
151	第0079号　軽量鋼矢板SS400 中古品(90%)は物価資料に掲載されている軽量鋼矢板（SS400）の新品価格については、二誌平均単価を採用したうえで、中古品補正として90%を乗じて算出すると考えてよろしいでしょうか。 また、90%を乗じた後の単価については、端数処理（丸め）は行わず、そのまま採用するとの認識でよろしいでしょうか。 なお、算出方法が異なる場合は、ご教示ください。	「Z404061001 軽量鋼矢板SS400中古品(90%)」の単価は、220,500円で積算しています。 「Z404061014 H形鋼 広幅 SS400 400×400中古品(90%)」の単価は、106,200円で積算しています。
152	設計書－第0079号 地中連続壁に記載の「枝番02811 Z404061001 軽量鋼矢板 SS400中古品(90%)」の単価は、①220,500円/t、②220,000円/tのどちらでしょうか。	
153	設計書P69第0079 号　地中連続壁のH形鋼広幅 SS400 400×400 中古品(90%)と軽量鋼矢板 SS400 中古品(90%)は、基準では市中価格の90%としていますが、単価は有効3桁切捨丸めで計上されているのでしょうか。	
154	第0079号内訳書 「軽量鋼矢板SS400 中古品(90%)」につきまして、軽量鋼矢板を中古品(90%)へ補正した際のまるめはされているのでしょうか。それとも有効数字3桁・4桁以下切捨てされているのでしょうか。ご教示ください。	
155	第0029号内訳書 DH115010 構造物取壊しの歩掛が港湾のコードで記載されておりますが、他のWB824010と異なり週休2日補正はせず、丸めも行わない金額を計上すればよろしいでしょうか。	「DH115010 構造物取壊し」は、11,683円で積算しています。 横浜市土木積算システムの週休２日補正は、横浜市のホームページのとおりです。 https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/sekisan-system.html 土木積算システム関連資料の「令和７年７月１日基準からの横浜市週休２日工事実施要領について」 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
156	設計書P39「DH115010　構造物取壊し」は、週休2日補正の対象外と考えて宜しいでしょうか。ご教示ください。	
157	本工事で使用されている港湾局積算基準の歩掛に関して、全て週休2日補正の対象外と考えて宜しいでしょうか。ご教示ください。	
158	(積算)参考資料P215　DH115010　構造物取壊しの単価(Q314601010)の単価の出典をご教示ください。	
159	積算参考資料215頁 DH15010号 構造物取り壊しについては、港湾土木請負工事積算基準(国土交通省)を使用して相違ないでしょうか。	

160	設計書　本工事内訳書39頁　構造物取壊し　DH115010に、週休2日補正は適用されていますでしょうか。	「DH115010 構造物取壊し」は、11,683円で積算しています。 横浜市土木積算システムの週休２日補正は、横浜市のホームページのとおりです。 https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/sekisan-system.html 土木積算システム関連資料の「令和７年７月１日基準からの横浜市週休２日工事実施要領について」 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
161	第0029号内訳書 「DH115010：構造物取壊し」につきまして、こちらは「WB824010：構造物とりこわし」ではなく、港湾の歩掛と単価を採用されていると考えてよろしいでしょうか。	
162	第0029号内訳書 「DH115010：構造物取壊し」につきまして、週休2日補正は適用されておりますでしょうか。	
163	第0029号　土砂搬出設備 基DH115010号　構造物取壊し 合計単価は諸雑費（まるめ）無しの１円未満切捨の単価と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	
164	図面70/74 到達立坑および分水人孔分水管地盤改良工図では、高圧噴射撹拌工法φ2000、7本と記載がありますが、設計書内訳書第0048号高圧噴射撹拌では高圧噴射撹拌工（三重管工法）が9本となっております。どちらが正でしょうか。ご教示願います。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
165	図面70/74　到達立坑および分水人孔　分水管地盤改良工図において　高圧噴射撹拌工法Φ2000　7本となっておりますが、一方で設計書　第0048号　高圧噴射撹拌では9本となっています。　どちらが正しいかご教示願います。	
166	内訳書第0048号　地盤改良工　高圧噴射撹拌 内訳書数量が9本ですが、設計図70／74到達立坑および分水人孔　分水管地盤改良図では高圧噴射撹拌工法φ2000、7本となっております。どちらが正しい数値かご教示願います。	
167	第0112号内訳書 登録単価一覧において、他の電力量料金高圧（常時）は18.1円で、高圧（臨時）が22.1円となっておりますが、本歩掛最終行で計上する Z403091004-03074 電力量料金高圧（常時）　は22.1円としてよろしいでしょうか。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
168	設計書　本工事内訳書95頁　第0112号　照明設備　内訳書　に計上されている「03074　電力量料金　高圧(常時)Z403091004」の個別登録単価一覧表の単価が、高圧(臨時)の単価と同じ単価が記載されています。このまま積算してよろしいでしょうか。	
169	個別登録単価一覧表 「Z403091004- 03074　電力量料金　高圧(常時)」につきまして、単価は高圧(臨時)のものとなっております。記載の通り22.1円を計上してよろしいでしょうか。	
170	(積算)参考資料P31　SJ0661　解体費は0.75t当りとなっておりますが組立費(防音ハウス) DGD50160を0.75で除して計上されているのでしょうか。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
171	積算参考資料　31頁　共SJ0661号　解体費　0.75t当り組立費1t　になっていますが、1t当り組立費0.75tでは無いのでしょうか。このまま積算してよろしいでしょうか。	
172	設計書P65第0074 号　舗装復旧工の下層路盤(車道･路肩部)の材料はRC-40ではなくC-40で計上されているのでしょうか。	設計書のとおり積算してください。なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
173	積算参考資料111・112頁　再生クラッシャランRM-40について、単価が2つありますが、「再生路盤用」を計上しているのはC1CB410031号 下層路盤(歩道部)のみで相違ないでしょうか。	設計書のとおり積算してください。なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
174	設計図49/74「坑口部ケーソン壁取り壊し図」 設計書P35 第0023号「鏡切り」内訳書について、0023号内訳書にはコア抜き工と足場工、廃材運搬費、廃材処理料が計上されていますが、コア抜き後の壁体コンクリートを撤去、運搬、取壊しする作業に関する施工費が設計書のどこに計上されているかを示してください。計上されていない場合は、設計変更の対象と考えてよろしいですか。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
175	第0023号内訳書 鏡切りにコア抜き昼夜で426.8m（194本）、足場工、有筋コン殻運搬処分の計上はありますが、コア抜きで縁切りした約0.75m×0.75m×ｔ2.2m（重量約3ｔ）の大きな塊の発進鏡部からの引き出し、立坑下から地上への引き上げ、取りこわしが未計上です。以上の作業項目は設計変更対象となりますか。ご教示願います。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
176	設計書　91頁　第0105号　角落し工は、材料費のみでよろしいということでしょうか。設置費についてはどのようにお考えでしょうか。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。

177	「設計書　第号内訳書　№3特殊マンホール工　角落し工」について、 設置労務は計上されているでしょうか。ご教示ください。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
178	設計書 　内訳書第156号 　既設下水道管φ400移設　軽量鋼矢板土留Ⅲ型について圧入工： 12+12=24枚に対し、引抜工： 110+110=220枚と大きな差異があります。詳細についてご教示願います。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
179	既設下水道管φ400移設　設計書P17、P125第0156号軽量鋼矢板土留Ⅲ型について DGD10330、DGD10340設計書P125を見ると、軽量鋼矢板の圧入12枚圧入12枚、引抜110枚引抜110枚と、圧入と引抜の枚数に差が生じていますが、圧入12枚引抜12枚、圧入110枚引抜110枚と考えてよろしいですか。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
180	積算資料247ページの「WB253630（枝番01780）敷鉄板賃料で使用されている 「Y007214000-01780敷鉄板賃料43円/枚・日」、「Z006754002-01780整備費(敷鉄板)22×1524×6096㎜770円/枚」の単価は、22×1524×3048ではないでしょうか。 今回の積算ではこのまま積算してよろしいでしょうか。	設計書のとおり積算してください。なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
181	第0077号 内訳書 ガイド溝の「WB253630（枝番01780）敷鉄板賃料 22×1,524×6,096(㎜),無,【34 日】,有」において、使用されている個別登録単価一覧表の「Y007214000-01780 敷鉄板賃料 43円/枚・日」と「Z006754002-01780 整備費(敷鉄板) 22×1,524×6,096(㎜) 770円/枚」の登録単価は、22×1,524×6,096ではなく、22×1,524×3,048と思われます。本工事の積算においては、個別登録単価一覧表に掲載の該当コードの単価で計上してよろしいでしょうか。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
182	内訳書第0086号　材料費 補助地盤改良工（全円）材料費1式に建設汚泥処理料ﾍﾟﾝﾄﾅｲﾄ廃液含む　数量2,626m3計上されていますが汚泥水運搬工が計上されていません。2,626m3の運搬工はどこに計上されているかご教示願います。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
183	内訳書第0090号　材料費 補助地盤改良工（扇形）材料費1式に建設汚泥処理料ﾍﾟﾝﾄﾅｲﾄ廃液含む　数量267.5m3計上されていますが汚泥水運搬工が計上されていません。267.5m3の運搬工はどこに計上されているかご教示願います。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
184	参考資料図面 　54/106 　発進坑口構造図に記載の坑口コンクリート：24-12-25BBに対し、設計書内訳書第0014号記載の坑口コンクリート：21-12-25(20)BBと なっています。どちらを正と考えたらよいでしょうか。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
185	見積もり参考資料54/106の「発進坑口構造図」によると坑口コンクリートは２４-12-25BBと表示されておりますが内訳書２７頁の発進坑口では２１-１２-25（高炉）となっております。いずれが正でしょうか？	
186	参考資料図面 　57/106 　到達坑口構造図に記載の坑口コンクリート：24-12-25BBに対し、設計書内訳書第0015号記載の坑口コンクリート：21-12-25(20)BBとなっています。どちらを正と考えたらよいでしょうか。	
187	見積もり参考資料５７/106の「到達坑口構造図」によると坑口コンクリートは２４-12-25BBと表示されておりますが内訳書２８頁の到達坑口では２１-１２-25（高炉）となっております。いずれが正でしょうか？	
188	設計書 　内訳書第42号 　刃口推進工の坑口工が1個所になっていますが、2箇所必要ではないでしょうか。ご教示願います。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
189	到達坑口バルクヘッド内へ充填する材料について明示がありません。ご教示願います。	流動化処理土を想定しています。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
190	設計書 　内訳書第161号 　既設下水道管φ400移設　敷設工について内訳書記載内容に管敷設工含まれていませんが、誤りではないでしょうか。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
191	設計書 　内訳書第164号 　既設下水道管φ400移設　舗装本復旧エ(A交通）について建設廃材処理料（現場発生路盤材）旧路盤材指定処分の数量は誤りではありません でしょうか。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
192	刃口推進工支圧壁について支圧壁背面と躯体の間を一時埋戻しする参考図となっておりますが、どこに計上されていますでしょうか。ご教示願います。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
193	到達立坑最上部1.37mは後に取壊しと図面に記載されていますが、それに該当する項目が設計書に計上されていません。この項目は設計変更の対象と考えてよろしいですか。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
194	設計書　9頁　躯体築造工に足場工が見当たりませんが、どこに該当する箇所があるのでしょうか。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
195	鉛直凍結管や鉛直測温管撤去後の穴埋め費用が設計書に計上されていないように思います。この費用は設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
196	設計書P129「第0160号 布堀(引抜時)」及び設計書P130「第0161号 管敷設工」について、内訳書の構成及び内容が同じになっています。記載内容に誤りがないかご確認ください。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
197	設計書 ００３４ 薬液注入　について 泥排水運搬工、建設汚泥処理料が計上されていませんが、変更対象として協議するものと考えてよろしいでしょうか。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
198	設計書 ００８６材料費　について 建設汚泥処理料が計上されていますが、泥排水運搬工が計上されておりません。変更対象として協議するものと考えてよろしいでしょうか。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
199	設計書 ００９０ 材料費　について 建設汚泥処理料が計上されていますが、泥排水運搬工が計上されておりません。変更対象として協議するものと考えてよろしいでしょうか。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。

200	設計書　本工事内訳書62頁　第0070号　立坑掘削　内訳書　に計上されている「00890　床掘り　CB210030」[入力条件：土砂、掘削深さ5m超え20m以下、切梁腹起式、障害有り]なので、積算基準　Ⅱ－1－③－5に記載の、小型バックホウの搬入搬出については「「3－2　掘削補助機械搬入搬出」により計上する。」とありますが、当該項目が計上されておりません。受注後変更対象項目と考えてよろしいでしょうか。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
201	内訳書４８頁、第041号支圧壁としてコンクリート23.4m３と記載されておりますが見積もり参考資料80/106の「到達立坑および分水人孔　分水管仮設備図」における支圧壁と差異がありますが、どちらが正でしょうか。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
202	設計図70/74　到達立坑および分水人孔　分水管地盤改良図で刃口推進部分は全面高圧噴射撹拌工法で改良されていますが、内訳書第0038号　刃口推進工　発生土処理で建設発生土処分費26.1m3が一般残土として計上されています。高圧噴射撹拌部分の掘削となりますので泥土（汚泥）処分ではないでしょうか。ご教示ください。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
203	本工事積算の「WB810010：鉄筋工」へ計上されている単価につきまして、小口単価を採用されたものはないと考えてよろしいでしょうか。それとも、条件の施工規模が10t未満の場合は小口単価を採用されているのでしょうか。ご教示ください。	「土木工事標準積算基準書（横浜市）」：令和７年７月版のとおりです。 設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
204	第0035号内訳書＞SJ0603 計装工内で計上されている「TJ0373：計装設備工～TJ0377：地中温度解析工」はすべて率経費の対象と考えてよろしいでしょうか。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
205	第0063号　坑内水揚排水処理工 共SJ1173号　スライム処理工　諸雑費（率＋まるめ）30%の対象に泥排水運搬工が含まれていませんが、その理由をご教示ください。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
206	第0072号　立坑埋戻 個別登録単価一覧表で公表されたTJ0610流動化処理土の単価に施工費は含まれていないと思われますが、ポンプ車を含めた施工費については受注後の協議事項と考えてよろしいでしょうか。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
207	「参考資料」p.20 「SJ0465号 コア抜き工 夜間 単価表」において、労務費の夜間補正は『基準額に 1.5を乗じている』と考えてよろしいでしょうか。また、上記と異なる場合は、作業時間の構成をご教示ください。	労務単価×1.5となっています。
208	第0023号　鏡切り 共SJ0465号　コア抜き工　夜間　労務単価のみ夜間補正（1.5倍）を見込まれていると考えてよろしいでしょうか。	
209	第0115号 内訳書 交通誘導員において、第2項の夜間の交通誘導員Bに計上されている単価は、基準額に深夜間としての1.5を乗じているものと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	
210	第0127,0134号 区画線設置 設計参考資料WB821210号の摘要欄に記載されている［2］が示す条件内容をご教示願います。	参考資料の「基WB821210号 区画線設置」の摘要欄［2］は空欄と同様の扱いです。 横浜市ホームページにて、「積算システムにおける諸経費（まるめ）、諸雑費（率+まるめ）等の算出について」を参考にしてください。
211	設計書P150第0925号　事業損失防止施設費の計上項目は諸経費が含まれておりますが、間接経費及び一般管理費の対象でよろしいでしょうか。	管理区分は、参考資料の「基D40ZC03151号 打合せ協議(中間打合せ１回)」「基D40ZC03210号 家屋調査現地踏査」「基D40ZC03310号 家屋事前調査(区分所有以外)」のとおりです。
212	SJ1641、SJ1642、SJ1643の摘要欄に単価補正の記載がありますが、個別登録単価一覧表の単価に単価補正を乗じて算出するものと考えてよろしいでしょうか。その場合、端数処理は1円未満切り捨てにて計上されていると考えてよろしいでしょうか。異なる場合、端数処理方法をご教示お願いします。	個別登録単価一覧表の単価に摘要欄の補正率を乗じた単価で計上しています。 また、補正率を乗じた後、小数点以下切捨ての端数処理をしています。
213	積算参考資料84ページ － SJ1641号 削孔用消耗材料費 粘性土のメタルクラウン、スタビライザー、ケーシングパイプについて、摘要欄に「単価補正：*0.070」とありますが、この各単価の計上方法は、「個別登録単価一覧表の各単価 × 0.070」であり、計算結果は円止め（少数点以下切捨て）とされておられるのでしょうか。また「SJ1642号 削孔用消耗材料費砂質土　N≦50」、「SJ1643号 削孔用消耗材料費 砂質土　N>50」も同様でしょうか。相 違の場合はメタルクラウン、スタビライザー、ケーシングパイプの計上方法をご教示願います。	
214	9.積算参考資料　84頁　共SJ1641号、共SJ1642号　削孔消耗材料費　計上されている「メタルクラウン、スタビライザー、ケーシングパイプ」の単価は、個別登録単価一覧表に記載の単価に、摘要欄に記載の単価補正数値を乗算した単価を計上すると考えてよろしいでしょうか。	
215	SJ1641削孔用消耗材料費粘性土において、メタルクラウン、スタビライザー、ケーシングパイプの計上単価は、個別登録単価一覧表の単価に摘要欄の「単価補正：*0.070」を乗じて計上するのでしょうか。その場合の数値処理は円止めでよろしいでしょうか。異なる場合は、計算方法及び数理処理についてご教示ください。	
216	立坑　補助地盤改良工　設計書P10、P76第0086号材料費について SJ1641、SJ1642、SJ1643積算参考資料集P84、P85を見ると適用欄に単価補正の記載がありますが、これは開示いただいた単価に割増の係数をかけてから諸雑費の計算をする認識で合っていますでしょうか。	
217	SJ1641 削孔用消耗材料費 粘性土の摘要欄に記載されている「単価補正：*0.070」は、個別登録単価一覧表の該当するメタルクラウン、スタビライザー、ケーシングパイプの単価に0.070を乗じて計上するのでしょうか。その場合、補正率を乗じた後の計上額は、「円止め」または「有効上位3桁止め（4桁以降切捨て）」のどちらでしょうか。メタルクラウン、スタビライザー、ケーシングパイプの計上方法、単価補正後の桁処理が異なる場合は、計算方法をご教示ください。	
218	第0086号内訳書　SJ1641～SJ1643 「TJ1345メタルクラウン」から「TJ1347ケーシングパイプ」の損料については、登録単価一覧表に記載された価格にそれぞれ「摘要」に記載の単価補正を乗じていると考えてよろしいでしょうか。その場合、補正率を乗じた後の単価まるめは、有効数字上位４桁・５桁以降切り捨てでしょうか。	

219	第0086号　材料費 共SJ1641号　削孔用消耗材料費　粘性土 共SJ1642号　削孔用消耗材料費　砂質土　N≦50 共SJ1643号　削孔用消耗材料費　砂質土　N＞50 摘要欄に「単価補正：＊○○」と記されておりますが、これは個別登録単価一覧表で公表された単価を補正したのち、1円未満を切り捨てて計上されていると考えてよろしいでしょうか。	個別登録単価一覧表の単価に摘要欄の補正率を乗じた単価で計上しています。 また、補正率を乗じた後、小数点以下切捨ての端数処理をしています。
220	第0086号　材料費 共SJ1641号　削孔用消耗材料費　粘性土 共SJ1642号　削孔用消耗材料費　砂質土　N≦50 共SJ1643号　削孔用消耗材料費　砂質土　N＞50 諸雑費（その他材料）（率）は、丸めなしと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
221	SJ1642号　削孔用消耗材料費単価表で各材料の単価補正は、1円以下切り捨てと考えてよろしいでしょうか。	補正率を乗じた後、小数点以下切捨ての端数処理をしています。
222	第0111号内訳書～第114号内訳書 電力設備工にて計上されている材料費について、登録単価一覧表はそれぞれの損率を補正済みの単価であると考えてよろしいでしょうか。	電力設備工にかかる個別登録単価一覧表の単価は、損料率を乗じる前の単価です。 損料率については、「土木工事標準積算基準書（横浜市）」：令和７年７月版のとおりです。
223	個別登録単価一覧表 頁300～頁302にかけて電力設備工の材料単価が公表されていますが、このうち損料率の掛かっている材料が御座いましたらご教示ください。	
224	第0111号　配電設備、第0112号　照明設備、第0113号　電動機設備、第0114号　受変電設備 登録単価一覧表に記載のある電線類、碍子類、器具類の単価に損料率を乗じて算出するものと考えてよろしいでしょうか。その場合、端数処理は1円未満切り捨てにて計上されていると考えてよろしいでしょうか。異なる場合、端数処理方法をご教示お願いします。	電力設備工にかかる個別登録単価一覧表の単価は、損料率を乗じる前の単価です。 損料率については、「土木工事標準積算基準書（横浜市）」：令和７年７月版のとおりです。損料率を乗じた後、小数点以下切捨ての端数処理をしています。
225	「坑内配電線路」「ころがし配線」につきまして、2年未満の損料率を乗じた後の単価は、1円未満切捨てをされていると考えてよろしいでしょうか。	損料率を乗じた後、小数点以下切捨ての端数処理をしています。
226	ころがし配線　ケーブル単価に損料率を乗じた単価は、1円単位（1円未満切捨て）で計上されていると考えてよろしいでしょうか。	
227	第0112号内訳書 「坑内照明」につきまして、2年未満の損料率を乗じた後の単価は、1円未満切捨てをされていると考えてよろしいでしょうか。	
228	第0112号内訳書 「切羽照明」につきまして、1年未満の損料率を乗じた後の単価は、1円未満切捨てをされていると考えてよろしいでしょうか。	
229	照明設備 切羽照明　ケーブル単価に損料率を乗じた単価は、1円単位（1円未満切捨て）で計上されていると考えてよろしいでしょうか。	
230	第0112号内訳書 「工事用照明」につきまして、3年未満の損料率を乗じた後の単価は、1円未満切捨てをされていると考えてよろしいでしょうか。	
231	第0112号　照明設備 工事用照明　ケーブルおよび照明器具の単価に損料率を乗じた単価は、1円単位（1円未満切捨て）で計上されていると考えてよろしいでしょうか。	
232	基WB253900 号　坑内照明　の「照明器具(坑内照明用)　鋼板版､40W相当､LED､防湿･防雨型(V001311002)」の単価は、個別登録単価一覧表の単価をそのまま採用しておりますでしょうかご教示願います。	個別登録単価「照明器具(坑内照明用) 鋼板版､40W相当､LED､防湿･防雨型 (V001311002) 」の単価は、損料率を乗じる前の単価です。 損料率については、「土木工事標準積算基準書（横浜市）」：令和７年７月版のとおりです。
233	基WB253910 号　切羽照明　の「照明器具(切羽照明用)ﾘﾌﾚｸﾀ投光器500Wｶﾞｰﾄﾞ取付金具付(V001310005)」の単価は、個別登録単価一覧表の単価をそのまま採用しておりますでしょうかご教示願います。	個別登録単価「照明器具(切羽照明用)ﾘﾌﾚｸﾀ投光器500Wｶﾞｰﾄﾞ取付金具付 (V001310005)」の単価は、損料率を乗じる前の単価です。 損料率については、「土木工事標準積算基準書（横浜市）」：令和７年７月版のとおりです。
234	基WB253910 号　切羽照明　の「600Vｺﾞﾑｷｬﾌﾞﾀｲﾔｹｰﾌﾞﾙ(CT) 2PNCT 3.5mm2 2心 (V001039016)」の単価は、個別登録単価一覧表の単価をそのまま採用しておりますでしょうかご教示願います。	個別登録単価「600Vｺﾞﾑｷｬﾌﾞﾀｲﾔｹｰﾌﾞﾙ(CT) 2PNCT 3.5mm2 2心(V001039016)」の単価は、補正を乗じる前の単価です。 損料率については、「土木工事標準積算基準書（横浜市）」：令和７年７月版のとおりです。
235	基WB253870 号　低圧電動機設備　の各単価については、個別登録単価一覧表に示されているものは、そのままの単価が採用されているでしょうかご教示願います。	「基WB253870 号　低圧電動機設備」にかかる個別登録単価一覧表の単価は、損料率を乗じる前の単価です。 損料率については、「土木工事標準積算基準書（横浜市）」：令和７年７月版のとおりです。
236	基WB253820号　高圧受電設備　の各単価については、個別登録単価一覧表に示されているものは、そのままの単価が採用されているでしょうかご教示願います。	「基WB253820号　高圧受電設備」にかかる個別登録単価一覧表の単価は、損料率を乗じる前の単価です。 損料率については、「土木工事標準積算基準書（横浜市）」：令和７年７月版のとおりです。
237	第0113号　電動機設備 枝番02791　基WB253870号　低圧電動機設備　10回路以下　個別登録単価一覧表で公表されている仮設ボックスの単価（26,168円）は、損料率を乗じた後の単価でしょうか。	個別登録単価「仮設ボックス 屋外用700×1200×200 (V001206004) 」の単価は、損料率を乗じる前の単価です。 損料率については、「土木工事標準積算基準書（横浜市）」：令和７年７月版のとおりです。
238	基WB253900 号　坑内照明　の「600Vﾋﾞﾆﾙ絶縁ｼｰｽｹｰﾌﾞﾙVV-R(SV)38mm2 3心 (V001003023)」の単価は、個別登録単価一覧表の単価をそのまま採用しておりますでしょうかご教示願います。	「V001003023 600Vﾋﾞﾆﾙ絶縁ｼｰｽｹｰﾌﾞﾙ VV-R(SV)38mm2 3心」の単価は、道路・交通政策局土木工事資材等単価表（令和８年６月臨時改定）の単価に照明器具損料率を乗じて計上しています。

239	基WB253890 号　工事用照明　の「600Vﾋﾞﾆﾙ絶縁ｼｰｽｹｰﾌﾞﾙVV-R(SV)5.5mm2 2心 (V001003004)」の単価は、個別登録単価一覧表の単価をそのまま採用しておりますでしょうかご教示願います。	「V001003004 600Vﾋﾞﾆﾙ絶縁ｼｰｽｹｰﾌﾞﾙVV-R(SV)5.5mm2 2心」の単価は、道路・交通政策局土木工事資材等単価表（令和８年６月臨時改定）の単価に照明器具損料率を乗じて計上しています。
240	設計書P95 ①「WB253900　坑内照明」、②「WB253910　切羽照明」、③「WB253890　工事用照明」①～③の端数処理について、材料単価に損料年数に応じた損率を乗じる場合、「材料×損率（円止め切捨て）」と考えて宜しいでしょうか。異なる場合は正しい端数処理方法をご教示ください。	材料単価は、損料率を乗じた後、小数点以下切捨ての端数処理をしています。
241	SJ3550・SJ3560・SJ3570の１現場あたり修理費及び損耗費は個別登録単価一覧表の単価に補正係数1.09を掛けて計上しているのでしょうか。ご教示お願いします。	「Z404051022：整備費鋼製山留材 H-250」は、補正係数1.09を乗じずに計上しています。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
242	第0017号内訳書　SJ3550、SJ3560 整備費には係数1.09を乗じているでしょうか。	
243	共SJ3550、3560、3570号 単価表 １現場あたり修理費及び損耗費において、計上されている単価は、積算用資材単価に標準積算基準における係数(a)を乗じているものと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	
244	積算)参考資料P110　SJ3550,3560,3570に計上の整備費　鋼製山留材 H-250 Z404051022の　単価は係数1.09を乗じているのでしょうか。	
245	SJ3550　１現場あたり修理費及び損耗費　単価表は、【修理･損耗費算定のための係数は、考慮しない】と考えてよろしいでしょうか。	
246	第0017号内訳書＞SJ3550・SJ3560 「１現場あたり修理費及び損耗費（H形鋼 山留種部材）」につきまして、単価表内の「整備費鋼製山留材」は「D40YC04000：１現場あたり修理費及び損耗費（H形鋼 山留主部材）」同様に係数を乗じた単価を採用されているのでしょうか。ご教示ください。	
247	第0077号内訳書＞SJ3570 「Z404051022：整備費鋼製山留材 H-250」は、「D40YC04000：１現場あたり修理費及び損耗費（H形鋼 山留主部材）」同様に係数を乗じて単価を計上されているのでしょうか。ご教示ください。	
248	第0017号　立坑内作業床 共SJ3550号　1現場あたり修理費及び損耗費（H形鋼　山留種部材）H-150 共SJ3560号　1現場あたり修理費及び損耗費（H形鋼　山留種部材）H-125 整備費　鋼製山留材の単価は、市場価格（ｂ）に係数（ａ）1.09を乗じて計上されているのでしょうか。	
249	第0024号　軌条設備 共SJ0490号－共SJ3550号　1現場あたり修理費及び損耗費（H形鋼　山留種部材）H-150　整備費　鋼製山留材の単価は、市場価格（ｂ）に係数（ａ）1.09を乗じて計上されているのでしょうか。	
250	第0077号　ガイド溝 共SJ3570号　1現場あたり修理費及び損耗費（H形鋼　山留種部材）H-200　整備費　鋼製山留材の単価は、市場価格（ｂ）に係数（ａ）1.09を乗じて計上されているのでしょうか。	
251	積算参考資料105ページ － SJ2140号 看板柱撤去工 －　「Q00E224001 標識柱撤去(門型式)10m未満 現場」および積算参考資料106ページ － SJ2180号 看板柱設置工 －　「Q00E204004 標識柱設置(門型式) 10m未満 設置手間 現場」の各市場単価には、単価補正（週休2日、施工規模ほか）の計上無しで積算されておられるのでしょうか。相違の場合、単価の計上方法をご教示願います。	「Q00E224001 標識柱撤去(門型式)10m未満 現場」は、146,450円で積算しています。 週休２日補正（完全(現場閉所)）した単価です。 「Q00E204004 標識柱設置(門型式) 10m未満 設置手間 現場」は、190,000円で積算しています。 週休２日補正（完全(現場閉所)）した単価です。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
252	SJ2140号 看板柱撤去工の「Q00E224001 標識柱撤去(門型式)10m未満 現場」及びSJ2180号 看板柱設置工の「Q00E204004 標識柱設置(門型式) 10m未満 設置手間 現場」は、各コードの市場単価（土木コスト情報と土木施工単価の平均値）を補正せず、平均値単価を計上されていますか。規模補正、週休2日補正などがされた単価で計上されている場合は補正係数、計算方法、数値処理について、ご教示ください。	
253	第0122号内訳書　SJ2140 看板柱撤去工における、標識柱撤去（門型式）について、施工規模の選択条件は「3基以上」とし、施工規模加算はなしでよろしいでしょうか。	
254	第0122号内訳書　SJ2140 標識柱撤去工の施工規模をご教示下さい。	
255	（積算)参考資料P105　SJ2140　看板柱撤去工の標識柱撤去(門型式) Q00E224001は施工規模加算補正（１基）を行っているのでしょうか。	
256	積算参考資料　105頁　共SJ2140号　看板柱撤去工　に計上されている「02734　標識柱撤去(門型式)10m未満　現場」の単価は、週休2日補正された単価が計上されていると考えてよろしいでしょうか。	
257	SJ2140号看板柱撤去工の「Q00E224001標識柱撤去(門型式)10m未満現場」の単価は、施工規模・週休2日補正などの単価補正を考慮された単価なのでしょうか。その場合は各補正項目をご教示ください。	
258	第0122号内訳書＞SJ2014 「Q00E224001：標識柱撤去(門型式)10m未満 現場」につきまして、施工規模加算と週休2日補正は適用されていますでしょうか。その場合、まるめはされていないと考えてよろしいでしょうか。異なる場合は算出方法をご教示ください。	

259	第0122号　付属施設撤去工 共SJ2140号　看板柱撤去工 標識柱撤去(門型式)10m未満 現場（Q00E224001）は、横浜市ホームページ掲載の通り、土木コスト情報及び土木施工単価【標識柱撤去(門型式)10m未満 現場（Q001224001）】の二誌平均単価（補正無し）を採用されているのでしょうか。それとも市場単価（道路標識設置工－標識柱撤去（片持式・門型式））で各種補正（施工規模加算、週休2日補正の有無）を考慮した単価を採用されているのでしょうか。後者の場合、積算条件についてご教示ください。	「Q00E224001 標識柱撤去(門型式)10m未満 現場」は、146,450円で積算しています。 週休２日補正（完全(現場閉所)）した単価です。 「Q00E204004 標識柱設置(門型式) 10m未満 設置手間 現場」は、190,000円で積算しています。 週休２日補正（完全(現場閉所)）した単価です。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
260	第0126号内訳書　SJ2180 看板柱設置工における、標識柱設置（門型式）について、施工規模の選択条件は「3基以上」とし、施工規模加算はなしでよろしいでしょうか。	
261	第0126号内訳書　SJ2180 標識柱設置工の施工規模をご教示下さい。	
262	（積算）参考資料P106　SJ2180　看板柱設置工の標識柱設置(門型式) Q00E204004は施工規模加算補正（１基）を行っているのでしょうか。	
263	、SJ2180号看板柱撤去工の「Q00E204004標識柱設置(門型式)10m未満設置手間現場」の単価は、施工規模・週休2日補正などの単価補正を考慮された単価なのでしょうか。その場合は各補正項目をご教示ください。	
264	SJ2180号 看板柱設置工の「Q00E204004 標識柱設置(門型式) 10m未満 設置手間 現場」の単価は、施工規模・週休2日補正などの単価補正を考慮した単価でしょうか。その場合、各補正項目をご教示ください。	
265	第0126号　付属施設工 共SJ2180号　看板柱設置工 標識柱設置(門型式)10m未満 設置手間 現場（Q00E204004）は、横浜市ホームページ掲載の通り、土木コスト情報及び土木施工単価【標識柱設置(門型式)10m未満 設置手間 現場（Q001204004）】の二誌平均単価（補正無し）を採用されているのでしょうか。それとも市場単価（道路標識設置工－標識柱設置（門型式））で各種補正（施工規模加算、週休2日補正の有無）を考慮した単価を採用されているのでしょうか。後者の場合、積算条件についてご教示ください。	
266	本工事積算において、配管工はすべて４％加算されていない単価と考えてよろしいですか。 ご教示お願いいたします。	配管工の労務単価は、４％の範囲内の加算補正をしていません。
267	積算参考資料P24「SJ0561　換気設備工　坑外」の「配管工」は、4%加算補正等の加算補正はしていないと考えて宜しいでしょうか。ご教示ください。	
268	本工事において、配管工（労務費）は４％の加算補正を行っているのでしょうか。	
269	配管工の労務費4%割増の工事と考えてよろしいですか。	
270	本工事で計上されている労務費「配管工」は、４％加算された単価であると考えてよろしいでしょうか。	
271	第0014号内訳書＞SJ0355 「諸雑費(率+まるめ)」につきまして、率の対象は[1]のある労務費。まるめの対象は、諸雑費より上にある1行目～5行目と考えてよろしいでしょうか。	設計書のとおり積算してください。 横浜市ホームページにて、「積算システムにおける諸経費（まるめ）、諸雑費（率+まるめ）等の算出について」を参考にしてください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
272	第0094号　既設管撤去工 共SJ1690号　既設管切断工 諸雑費（率＋まるめ）の対象は、アセチレンボンベのみと考えてよろしいでしょうか。	横浜市ホームページにて、「積算システムにおける諸経費（まるめ）、諸雑費（率+まるめ）等の算出について」を参考にしてください。
273	第0035号内訳書＞SJ0601・SJ0602 摘要欄に[1]の記載がありますが、諸雑費は計上されていないと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
274	第0910号　運搬費 共SJ3500号　圧入設備運搬費　圧入ケーソン 共SJ3510号　クローラクレーン分解組立費　地中連続壁工 諸雑費（まるめ）は、計上されていないと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
275	第0057号　ケーソン内注水工 共SJ1100号　注水工 注水工は10m3当りの歩掛となっておりますが、諸雑費（まるめ）は0円または+5円のどちらを採用されているのでしょうか。ご教示ください。	横浜市ホームページにて、「積算システムにおける諸経費（まるめ）、諸雑費（率+まるめ）等の算出について」を参考にしてください。
276	第0035号内訳書＞SJ0600～SJ0609 「諸雑費(まるめ)」の対象は、単価表全体と考えてよろしいでしょうか。	「諸雑費(まるめ)」より上の行の金額をまるめています。
277	第0133号内訳書＞SJ2071・SJ2083 「諸雑費(まるめ)」につきまして、「転落防止柵」に[1]の記載がありませんが、まるめの対象としていないのでしょうか。	「諸雑費(まるめ)」より上の行の金額をまるめています。
278	設計書 　内訳書３号 　覆工セグメントに記載のある工種はすべて諸雑費（まるめ）Σ[1]の率はなく、丸めのみと考えて良いでしょうか、ご教示願います。	設計書のとおり積算してください。

279	共SJ0400号「シールド機据付工(泥土圧式)セグメント外径3000㎜」の単価表につきまして、摘要欄には[1]の表記はありますが、6番目の項目欄には「01161諸雑費(まるめ)Σ[1]1式」とだけ記載され「率」の記載がありません。率計算はしておらずまるめだけ行っていると考えてよろしいでしょうか。	設計書のとおり積算してください。
280	「諸雑費(まるめ)」にΣの記載がないものは、単価表全体の金額をまるめていると考えてよろしいでしょうか。	「諸雑費(まるめ)」にΣの記載がないものは、「諸雑費(まるめ)」より上の行の金額をまるめています。
281	(積算)参考資料P82　SJ1601　噴射用消耗材料費　造成用（全円）の　諸雑費(その他材料)(率) ZS7210200は「丸め処理なし」でよろしいでしょうか。	諸雑費によるまるめ処理はありません。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
282	（積算)参考資料P173　D40ZC03151　打合せ協議に諸雑費が計上されておりますが、丸め処理を行うのは最下段の諸雑費(その他材料)(率) Σ[2] * 0.5385のみでよろしいでしょうか。	諸雑費によるまるめ処理はありません。
283	第0088号　機械据付撤去費 共SJ1620号　削孔機械据付撤去 共SJ1630号　プラント機械据付撤去 諸雑費（その他材料）（率）は、丸めなしと考えてよろしいでしょうか。	諸雑費によるまるめ処理はありません。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
284	第0107号　防音パネル工 共SJ0651号　パネル取付及び取除費　パネル取付　諸雑費（その他材料）（率）は、丸めなしと考えてよろしいでしょうか。	
285	設計書P147第0177号　植栽復旧の合計は植栽割増費での丸め処理は行わないとしてよろしいでしょうか。	植栽割増費はまるめの処理はありません。
286	第0177号　植栽復旧 植栽割増費１式　Σ[１]＊0.50%は、率計上のみであり「率＋まるめ」ではないと考えてよろしいでしょうか。	
287	第0058号　周辺摩擦低減工 共SJ1140号　懸濁液注入配管工　附属品費Σ[１]＊170.00%は、率計上のみであり「率＋まるめ」ではないと考えてよろしいでしょうか。	附属品費によるまるめ処理はありません。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
288	第0108号　組立費(防音ﾊｳｽ)DGD50160では器具損料に端数処理の諸雑費（まるめ）は計上しないと考えてよろしいでしょうか。ご協力お願いいたします。	参考資料の「基DGD50160号 組立費(防音ﾊｳｽ) 枝番03080」のとおりです。
289	(積算)参考資料P212　DGD50160　組立費(防音ﾊｳｽ)の器具損料(ZS7G00040)　Σ[1] * 0.0020は「丸め処理なし」でよろしいでしょうか。	参考資料の「基DGD50160号 組立費(防音ﾊｳｽ) 枝番03080」のとおりです。
290	第0108号　ﾎﾞﾙﾄ本締費(防音ﾊｳｽ)DGD50170では締付機器損料に端数処理の諸雑費（まるめ）は計上しないと考えてよろしいでしょうか。ご教示お願いします。	参考資料の「基DGD50170号 ﾎﾞﾙﾄ本締費(防音ﾊｳｽ) 枝番03082」のとおりです。
291	積算参考資料　WB810600　防護柵設置工（ガードパイプ設置工）について、諸雑費（まるめ）は無として宜しいですか、ご教示願います。	参考資料の「基WB810600号 防護柵設置工(ｶﾞｰﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟ設置工)」とおりです。
292	第0024号　軌条設備 SJ0490号「鋼材賃料」単価表において、諸雑費（率＋まるめ）の摘要欄に「Σ[1]×10.00%」と記載されています。 この[1]に含まれる対象項目（計上範囲）についてご教示願います。	設計書のとおり積算してください。対象項目がない場合はまるめのみとなります。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
293	第0024号 SJ0490 内訳書鋼材賃料において、諸雑費(率+まるめ) 10%とありますが、対象の記載がございません。今回はまるめのみでよろしいでしょうか。	
294	第0024号内訳書　SJ0490 諸雑費（率+まるめ）の対象をご教示下さい。	
295	共SJ0490号 単価表 鋼材賃料において、第１～2項の摘要欄が空欄となっていますが、2項とも第3項の諸雑費(率+まるめ)の対象であるものと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	
296	設計書 　内訳書24号SJ0490 　軌条設備SJ0490鋼材賃料1式において、諸雑費（率＋まるめ）摘要欄Σ[1]*10%の対象項目をご教示願います。	
297	設計書－第0024号 軌条設備に記載の「SJ0490 鋼材賃料」について、参考資料P21の「共 SJ0490号 鋼材賃料」に「枝番00969 諸雑費（率＋まるめ）」がありますが、摘要欄に対象範囲が明示されていません。対象範囲をご教示ください。	
298	積算参考資料P21「SJ0490」の「ZS8000004　諸雑費(率+まるめ)」の諸雑費率対象項目の記載がございません。諸雑費率は計上していないと考えて宜しいでしょうか。異なる場合は正しい諸雑費率及び対象項目をご教示ください。	
299	積算参考資料21ページ － SJ0490号 鋼材賃料の諸雑費（率＋まるめ）について、対象となるΣ[1]の記載が摘要欄にありませんが、諸雑費（率＋まるめ）の計上金額はゼロ円となり、有効桁上位4桁のまるめ処理も無しとなるのでしょうか。相違の場合は諸雑費（率＋まるめ）の算出方法をご教示願います。	
300	（積算)参考資料P21　SJ0490　鋼材賃料の諸雑費(率+まるめ)の対象項目の表記がありませんので、対象項目をご教示ください。	
301	積算参考資料　21頁　共SJ0490号　鋼材賃料　表内の「諸雑費(率+まるめ)Σ[1]＊10.00%」との記載が有りますが、対象項目の[1]の記載がありません。対象項目についてご教示ください。	
302	SJ0490号鋼材賃料の諸雑費（率＋まるめ）の対象をご教示ください。	

303	仮設備工(ｼｰﾙﾄﾞ)　設計書P5、P35第0024号軌条設備について SJ0490、積算参考資料集P21を見ると、鋼材賃料の中で諸雑費を10%計上しています。この10%はどの部分を対象にしていますでしょうかご教示ください。	設計書のとおり積算してください。対象項目がない場合はまるめのみとなります。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
304	設計書21頁､共通SJ0490号 鋼材賃料において､諸雑費10%の対象行が不明です｡率対象はなく､まるめ処理だけなのでしょうか。	
305	SJ0490号 鋼材賃料において、諸雑費（率＋まるめ）の対象となる行に「Σ[1]」の記載がありませんが、諸雑費（率＋まるめ）は0円でよろしいでしょうか。	
306	第0024号内訳書＞SJ0490 「諸雑費(率+まるめ)」につきまして、対象行の記載がありません。「諸雑費(まるめ)」と同様のまるめをされているのでしょうか。異なる場合は対象行をご教示ください。	
307	第0024号　軌条設備 共SJ0490号　鋼材賃料　諸雑費（率＋まるめ）10.0%の対象[１]が記されていませんのでご教示ください。	
308	設計書－第0024号 軌条設備 参考資料21ページの「SJ0480 レール損料軌条設備」の「01188諸雑費（まるめ）」にΣ［1］のマークがありますが、摘要欄に対象範囲が明示されていません。Σ［1］の対象となる項目をご教示ください。	設計書のとおり積算してください。対象項目がない場合は「諸雑費(まるめ)」より上の行の金額をまるめています。
309	第0024号内訳書＞SJ0480 「諸雑費(まるめ)」の対象は、諸雑費より上にある1行目～2行目と考えてよろしいでしょうか。	
310	第0017号　SJ0379号単価表に計上されている諸雑費について、諸雑費率を乗じる対象行をご教示お願いします。	設計書のとおり積算してください。対象項目がない場合はまるめのみとなります。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
311	第0017号内訳書 SJ0379 床材設置工において、諸雑費(率+まるめ) １%とありますが、対象の記載がございません。今回はまるめのみでよろしいでしょうか。	
312	設計書内訳書17号 　立坑内作業床　床材設置工において諸雑費（率＋まるめ）Σ［1]*1%の対象の記載がありません。対象は普通作業員で良いでしょうか。ご教示願います。	
313	参考資料P15「共 SJ0379号 床材設置工」について、「枝番03178 諸雑費（率＋まるめ）」の対象行が示されていません。対象となる行をご教示ください。	
314	積算参考資料P15　「SJ0379」の「ZS8000004　諸雑費(率+まるめ)Σ[1]＊0.0100」の諸雑費率対象項目の記載がございません。「諸雑費（率＋まるめ）」ではなく、「端数処理」の計上と考えて宜しいでしょうか。異なる場合は正しい端数処理をご教示ください。	
315	積算参考資料P15　「SJ0379」の「ZS8000004　諸雑費(率+まるめ)Σ[1]＊0.0100」の諸雑費率対象項目は「床材」としており、「SJ0379」では床材を計上していないため、端数処理のみの計上と考えて宜しいでしょうか。異なる場合は正しい歩掛構成をご教示ください。また、床材を計上している場合は規格及び数量・単位をご教示ください。	
316	積算参考資料　P15 個別登録単価一覧表SJ0379号 床材設置工に諸雑費（率+まるめ）Σ[1]＊1.00%と記載されていますが、単価表の摘要欄に該当する[1]がありません。積算では諸雑費（率+まるめ）ではなく、諸雑費（まるめ）でよろしいでしょうか、ご教示願います。	
317	共SJ0379号「床材設置工」の単価表につきまして、2項目目に「03178諸雑費(率+まるめ) Σ[1]＊0.01001式」と記載されていますが、摘要欄には[1]の表記が見当らないため、率計算はしておらずまるめだけ行っていると考えてよろしいでしょうか。	
318	第0017号内訳書＞SJ0379 「諸雑費(率+まるめ)」の対象行が記載されていません。「普通作業員」が対象となるのでしょうか。それとも率・まるめとも設定されていないのでしょうか。ご教示ください。	
319	第0017号　立坑内作業床 共SJ0379号　床材設置工　諸雑費（率+まるめ） Σ［１］＊1.00%の対象［１］が記されておりません。対象は上記の普通作業員と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	
320	積算参考資料P209「DGD30390　仮設階段設置工　枝番00059」の「諸雑費（まるめ）」は、有効４桁止め切上げにするための端数処理のみの計上と考えて宜しいでしょうか。異なる場合は正しい端数処理をご教示ください。	設計書のとおり積算してください。 横浜市ホームページにて、「積算システムにおける諸経費（まるめ）、諸雑費（率+まるめ）等の算出について」を参考にしてください。
321	積算参考資料P210「DGD30410　裏込注入設備設置撤去工　枝番00063」の「諸雑費（まるめ）」は、有効４桁止め切上げにするための端数処理のみの計上と考えて宜しいでしょうか。異なる場合は正しい端数処理をご教示ください。	
322	積算参考資料P211「DGD30420　添加材注入設備設置撤去工　枝番00064」「諸雑費（まるめ）」は、有効４桁止め切上げにするための端数処理のみの計上と考えて宜しいでしょうか。異なる場合は正しい端数処理をご教示ください。	

323	積算参考資料P35「SJ0696　坑外コンクリート塊搬出工」「諸雑費（まるめ）」は、有効４桁止め切上げにするための端数処理のみの計上と考えて宜しいでしょうか。異なる場合は正しい端数処理をご教示ください。	設計書のとおり積算してください。 横浜市ホームページにて、「積算システムにおける諸経費（まるめ）、諸雑費（率+まるめ）等の算出について」を参考にしてください。
324	第0039号　裏込め 共SJ0684号　裏込め注入工　枝番01212　諸雑費（まるめ）が枝番02996　注入材料の上に計上されていますが、これは労務費の合計金額が有効4桁になるように諸雑費（まるめ）により切り上げ丸めしたのち、注入材料の金額を加えて、１ｍ当りの単価は有効4桁に丸めずに積算していると考えてよろしいでしょうか。	
325	SJ0684号　諸雑費（まるめ）は注入材料を除いた労務費の合計金額が有効4桁止め5桁以下切上げまるめとなるように計上すると考えてよろしいですか。ご教示お願い致します。	
326	第0039号内訳書 SJ0684 裏込め注入工　こちらの歩掛でのまるめは、労務単価部分までで諸雑費計上して有効4桁にし、その後に注入材料を計上しｍ当り金額は一円止めでよろしいでしょうか。	設計書のとおり積算してください。 横浜市ホームページにて、「積算システムにおける諸経費（まるめ）、諸雑費（率+まるめ）等の算出について」を参考にしてください。 まるめより下の行についてはまるめの処理を行っていません。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
327	設計書32頁､共通SJ0684号 裏込め注入工の丸め処理について､労務費(1行目から4行目)と5行目の諸雑費までで合計金額を有効4桁にまるめ､その後に6行目の注入材料を加算する考えでよろしいですか。	
328	第0039号内訳書＞SJ0684 「諸雑費(まるめ)」の対象は労務費であり、注入材料は含まないと考えてよろしいでしょうか。	
329	SJ2040号　諸雑費（率+まるめ）は賃料と材料費を除いた労務費の合計金額が有効4桁止め5桁以下切上げまるめとなるように計上すると考えてよろしいですか。 ご教示お願いいたします。	
330	ドロップシャフト設置工φ2000で諸雑費の行が表の途中７行目にありますが、丸めの方法はこの表全体で行うものと考えてよろしいでしょうか。	
331	第0101号内訳書＞SJ0240 ドロップシャフト設置工　において、「諸雑費（率＋まるめ）」が単価表の中段に位置しておりますが、このまるめ処理は以下のいずれでしょうか。 １．単価表全体を有効数字上位４桁・５桁以降切り捨てのためのまるめを「諸雑費（率＋まるめ）」にて行う。 ２．単価表内の「施工指導員」から「諸雑費（率＋まるめ）」を有効数字上位４桁・５桁以降切り捨てでまるめ、以降の「FRP積層工」から「吊り天秤」を加算した価格はまるめ処理を行わない。	設計書のとおり積算してください。 横浜市ホームページにて、「積算システムにおける諸経費（まるめ）、諸雑費（率+まるめ）等の算出について」を参考にしてください。 まるめより下の行についてはまるめの処理を行っていません。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
332	第0101号　落差工 共SJ2040号　ドロップシャフト設置工φ2000　枝番1680　諸雑費（率＋まるめ）がラフテレーンクレーン賃料とFRP積層工の間に計上されていますが、これは労務費とラフテレーンクレーン賃料の合計金額が有効4桁になるように、率の範囲内で諸雑費の金額を切り捨て丸めしたのちに、FRP積層工・吊りバンド・吊り天井の金額を加えていると考えてよろしいでしょうか。	
333	設計書－0101号 落差工に記載の「SJ2040 ドロップシャフト設置工φ2000」について、参考資料P95の「共 SJ2040号 ドロップシャフト設置工φ2000」内「枝番01680 諸雑費（率＋まるめ）」の有効数字４桁切り捨て処理の適用範囲は、①②のどちらでしょうか。 ①01674～01680まで（FRP積層工、吊りバンド、吊り天秤の3項目を除く範囲） ②01674～01684までの全項目	
334	内訳書第0025 号 配管設備　枝番02495　コードDGD30310　配管設備工 この単価表の中では諸雑費の計上はなしでよろしいでしょうか。	参考資料の「基DGD30310号 配管設備工 枝番02495」のとおりです。
335	第0025号　配管設備工（撤去工）DGD30310では端数処理の諸雑費は計上しないと考えてよろしいでしょうか。	
336	設計書－第0025号配管設備の枝番02495は入力条件に撤去工とありますが、この場合DGD30310　の中に配管損料は計上されないと考えてよろしいですか。	
337	設計書－第0025号 配管設備に記載の「枝番02495 DGD30310 配管設備工」について、参考資料P203の「基 DGD30310号 配管設備工」には、諸雑費(まるめ)は計上しないという理解でよろしいですか。	
338	積算参考資料P203「DGD30310　配管設備工　枝番02495」の歩掛について、全ての労務費を合計し、合計金額に対して端数処理は行わないと考えて宜しいでしょうか。ご教示ください。	

339	第0025号内訳書＞SJ0490 「DGD30310：配管設備工(02495)」につきまして、単価表のとおり諸雑費（まるめ）は無しと考えてよろしいでしょうか。	参考資料の「基DGD30310号 配管設備工 枝番02495」のとおりです。
340	第0027号　通信配線設備工（撤去工）DGD30310では端数処理の諸雑費は計上しないと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください・	参考資料の「基DGD30330号 通信配線設備工 枝番02489」のとおりです。
341	第0027号内訳書 DGD30330 通信配線設備撤去工では、諸雑費の項目が無いので、丸め処理はせず、一円止めの単価として計上されておりますでしょうか。	
342	第0027号　通信配線設備 第DGD30330号　枝番02489　通信配線設備工　１式当り単価表において、諸雑費（まるめ）は計上されないと考えてよろしいでしょうか。	
343	御局で想定されている、本工事の工程表を開示頂けないでしょうか。	今回公表する資料のとおりです。
344	横浜市様がお考えの工程表(R8.12.17契約～ R12.3月末岡野公園解放）をご提示願います。	
345	今回工事の全体工程表をご提示ください。	
346	契約日、契約後のシールド機やセグメントの製作開始予定について、いつ頃を見込んでおられますでしょうか。ご教示ください。	
347	到達立坑において、シールド機到達前に到達仮設工として到達坑口設備設置(坑口設置、エントランス筒設置、支保工設置)、到達直後の施工(筒内の止水材の充填、止水措置)、止水後の坑口設備撤去(支保工撤去、筒内の止水材除去、エントランス筒撤去、坑口コンクリート撤去)、シールド機解体、シールド機部二次覆工に至るまでかなりの日数が想定されます。その間、到達人孔部の作業(スラブ構築等)は中断されますが、これら中断される日数は到達側の工程には反映されておりますでしょうか、ご教示願います。	今回公表する資料のとおりです。 詳細については、契約後受注者に提示します。
348	岡野公園既設発進立坑は、令和１２年３月３１日までに解放するという認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
349	仕様書P7　別紙－１　施工条件の明示　３．工程関係 （３）岡野公園既設発進立坑について、「神奈川処理区エキサイトよこはま龍宮橋雨水幹線下水道整備工事（その４）が令和９年９月まで施工」と記載がありますが、当工事は令和９年１０月から乗り込み可能との認識で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
350	岡野公園既設発進立坑ヤードの使用開始時期について、特記仕様書　別紙－１　施工条件　の明示　３．工程関係（３）に「岡野公園既設発進立坑において、神奈川処理区ｴｷｻｲﾄよこはま龍宮橋雨水幹線下水道整備工事(その４)の岡野公園内での施工は令和９年９月まで」と記載されています。 今回工事（楠支線下水道整備工事）が、岡野公園既設発進立坑ヤードへ乗り込みすることが可能な時期をご教示ください。	仕様書のとおりです。
351	本工事の設計業務成果資料を提供いただけないでしょうか。	設計成果物は公表しません。
352	本工事における設計報告書をご提示ください。	
353	発進立坑部、到達立坑部及びシールド全線の土質調査報告書を開示ねがいます。	今回公表する資料のとおりです。
354	本工事における土質調査報告書をご提示ください。	
355	図面5/74：縦断面図(1)について、柱状図(既存A0991003)の下部に「←　GL-32.80m　地中ガス　湧水圧　→」との記載があります。これは、既存の地質調査においてGL-32.80m付近で地中ガスが確認されたことを示しているのでしょうか。確認されている場合は、ガスの種類、濃度その他の調査結果をご教示ください。	今回公表する資料のとおりです。
356	土質条件についてボーリング調査等の詳細をご提示願います。また土質条件が当初条件から変更となった場合は設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	今回公表する資料のとおりとします。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。 詳細については、契約後受注者に提示します。
357	特記仕様書　3　工程関係 - 到達・分水人孔 - （仮称）西区内下水道整備工事（R8－3）－管きょ敷設替工 - 令和9年2月～令和12年3月の記載があり、本工事との近接又は競合が予定されていますが、同工事の施工場所（箇所）の詳細が分かりません。本工事との競合具合把握に必要なので、同工事の施工場所をご提示願います。	浸水対策のため、既設下水道管の布設替え等を面的に行う工事です。 施工範囲は今回公表する資料のとおりです
358	特記仕様書　3工程関係(3) 到達・分水人孔側では、R9年2月～R12年3月に関連工事として（仮称）西区内下水道整備工事（Ｒ８－３）が明示されていますが競合度合いが不明です。競合する施工範囲、作業ヤード、工事車両動線等について現時点で決まっている制約があればご教示願います。	
359	仕様書P7　別紙－１　施工条件の明示　３．工程関係 （３）到達・分水人孔について、「（仮称）西区内下水道整備工事（Ｒ８－３）が令和９年２月～令和１２年３月まで施工予定」と記載がありますが、具体的な施工内容をご教示ください。	
360	内訳書86頁、第102号昇降施設の昇降施設（まわり階段）及びアルミ製手摺（脱着法）の詳細図をご教示ください。	追加の図面は提示しません。
361	内訳書86頁、第102号昇降施設の昇降施設（まわり階段）及びアルミ製手摺（脱着法）の詳細図をご教示ください。	

362	内訳書第0028号　スチールフォーム設備 ｽﾁｰﾙﾌｫｰﾑ設備工が6.２ｔ計上されていますが、図面をご提示願います。	追加の図面は提示しません。
363	神奈川処理区エキサイトよこはま龍宮橋雨水幹線下水道整備工事（その４）の到達時期について「来年早々の到達見込み」との記載がありますが、これは当初工程に基づく見込みとの理解でよろしいでしょうか。 2026年9月25日時点の公表資料を見る限り、進捗状況から当初工程どおりの到達は難しいように見受けられます。 本工事の楠支線の施工時期との干渉も想定されますが、施工計画作成に当たって、神奈川処理区エキサイトよこはま龍宮橋雨水幹線下水道整備工事（その４）の到達時期を考慮する必要がないかご教示ください。	岡野公園発進立坑への着手時期は、令和９年10月以降としてください。それ以外は考慮する必要はありません。
364	岡野公園既設発進立坑ヤードの他工区作業について、現在施工中である「神奈川処理区エキサイトよこはま龍宮橋雨水幹線下水道整備工事(その４)」から岡野公園既設発進立坑を引き継ぐ際、発進立坑内に到着している その４工事のシールドトンネル端部はどのような状況となっているのでしょうか。	令和９年10月以降、岡野公園の立坑内内部には、維持管理に必要な階段以外は残らない予定です。
365	現在施工中の「神奈川処理区エキサイトよこはま龍宮橋幹線下水道整備工事（その４）」のシールド到達が遅延し、本工事に影響が出た場合、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
366	岡野公園既設発進立坑ヤードの他工区作業について、令和９年４月から９月末までの期間、 現在施工中である「神奈川処理区エキサイトよこはま龍宮橋雨水幹線下水道整備工事(その４)」が岡野公園内で行う工事工程をご教示ください。	岡野公園発進立坑への着手時期は、令和９年10月以降としていますので、それ以前は公表しません。
367	「積算参考資料の図面78　分水人孔施工ヤード図」について、 現地の分水人孔施工箇所の歩道上に、水道の仕切弁と消防のマンホールがありますが、施工開始前に移設等されると考えてよろしいでしょうか。	移設予定です。
368	分水人孔の施工範囲内にある消火栓と仕切弁について、どのような処置を行う計画なのかご教示ください。	移設予定です。
369	発進立坑ヤードである岡野公園周辺には学校がありますが、通学における取り決めなどはございますでしょうか。ご教示ください。	学校に面した道路への工事車両駐車や試験時の騒音への配慮等が必要です。
370	特記仕様書３（ 4）施工時期、施工時間及び施工方法等の制約条件について 岡野公園既設発進立坑においては、車両の出入りなども含め施工時間帯による作業上の制約はない、との理解でよろしいでしょうか。	車両の出入りの時間帯は、施工計画を基に管理者等と協議の上で決定します。
371	契約して所定の手続きを済ませた後、到達立坑ヤードでの作業はすぐに着手できるものと考えてよろしいでしょうか。もしくは、受注後関係各所と協議しなければならないものが残っているのでしょうか。ご教示ください。	設計時点で協議を実施していますが、着手後に施工計画を踏まえた協議が必要です。
372	シールド路線が東電（南横浜洞道）φ2200下を横断するルートとなっていますが、事前解析、埋設物企業者協議は完了していますでしょうか。完了されている場で施工条件があるようでしたらご教示願います。	
373	シールド路線がNTTとう道φ3950下を横断するルートとなっていますが、事前解析、埋設物企業者協議は完了していますでしょうか。完了されている場で施工条件があるようでしたらご教示願います。	
374	特記仕様書　３工程関係 (4)項で、到達立坑・分水人孔における制約条件に「関係機関との協議」「工事説明会の実施」が示されていますが、着手時期については記載がありません。設計で計画している新田間川緑地内の施工ヤード着手時期をご教示ください。	
375	特記仕様書　４用地関係 (2)項で発注者において借地する箇所を提示されていますが、「横浜駅西口第11自転車駐輪場」「新田間川緑地（公園）」について、借地開始時期の記載がありません。設計における借地開始時期をご教示ください。	
376	仮設駐輪場について 企業の入口前の土地に仮設駐輪場を作るように思われますがこちらは協議済と考えてよろしいですか。	設計時点で協議を実施していますが、着手後に施工計画を踏まえた協議が必要です。
377	特記仕様書 ２ 安全対策関係（7）石綿（アスベスト）の含有に関する事前調査の実施　について 『工事着手前に解体等工作物に対する石綿（アスベスト）含有についての事前調査を実施すること』とありますが、設計書に計上されていないと思われます。変更対象として協議するものと考えてよろしいでしょうか。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
378	設計書 - 第0005号　発生土処理など　横浜市内の泥岩層には、自然起因のヒ素などの有害物質を含むことがありますが、当該トンネルおよび立坑の掘削土・産廃（汚泥）は、自然起因の有害物質はないものと想定してよろしいですか。 また、掘削範囲に、土壌汚染対策法の基準を上回る有害物質が確認された場合、設計変更の対象と考えてよろしいですか。	土壌環境基準値内を想定しています。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。

379	本工事で発生する建設汚泥は「土壌環境基準内」ということでよろしいでしょうか？	土壌環境基準値内を想定しています。
380	仕様書 11．推進・シールドエ法関係(2) 推進工事技士の配置についてJV構成員のいずれかから、または下請け会社から施工中のみ配置すればよいでしょうか。	刃口推進工法施工期間に推進工事技士を配置していることが確認できれば問題ありません。
381	仕様書P16　別紙－１　施工条件の明示　１１．推進・シールド工法関係 （２）「推進工事技士の資格を有する技術者を施工現場に配置すること。」と記載がありますが、配置期間は刃口推進工法施工期間のみとの認識で宜しいでしょうか。	刃口推進工法施工期間に推進工事技士を配置していることが確認できれば問題ありません。
382	仕様書 5 周辺環境保全関係 (1)ウ「□騒音・☑振動・☑粉じん・□その他（ ）対策として特に考慮はしていないが、対策が必要となった場合は、別途協議する。」とありますが、　騒音対策については協議対象に入らないのでしょうか、ご教示願います。	対策が必要となった場合は、別途協議します。
383	仕様書　4 用地関係「☑(3)本工事は、残土等置き場として190m2を計上している。」とありますが、具体的な場所の住所等を明示頂けないでしょうか。ご検討お願いいたします。	仮置場については、施工者の責任で選定するものとしています。
384	特記仕様書　4用地関係 「(3)本工事は、残土等置き場として190m2を計上している」とありますが、置き場の位置が不明です。設計で計画している具体的な場所がありましたら、ご教示ください。	
385	「設計書　第72号内訳書　分水立坑　立坑埋戻」について、 「改良土発生土一次運搬工（仮置）」においては、「仮置場（現場から２㎞）」の記載があります。仮置場の位置と状況についてご教示ください。	
386	仕様書の４、用地関係（３）において残土仮置き場として190m2を計上しているとありますが、具体的な場所をご教示ください。	
387	施工条件の４（３）に記載の土砂等置き場として計画されている場所をご教示願います。	
388	建設廃棄物、改良土等運搬について一次運搬、二次運搬となっていますが、一次運搬の集積場所をご教示願います。	
389	設計書　第0023号内訳書　鏡切り工で、「Co有筋廃材一次運搬　4t　BH0.28m3」が計上されていますが、これは鏡切り工で撤去したコンクリート塊を、特記仕様書に記載の「残土等置き場　190m2」に運搬することを計上しているのでしょうか。	そのとおりです。
390	設計書　第0023号内訳書　鏡切り工で、「Co有筋廃材二次運搬（積込含む）10t」が計上されていますが、これは一次運搬した場所から指定の再資源化施設へ運搬することを計上しているのでしょうか。	そのとおりです。
391	設計書 内訳書第70号、71号 掘削土量と発生土処理土量が整合しません。埋戻しへの転用をお考えでしょうか。転用をお考えの場合、ストック場所をご呈示願います。また埋戻し前に土質試験等は必要でしょうか。	設計書のとおり積算してください。 仮置場については、施工者の責任で選定するものとしています。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると 認められた場合、変更協議の対象となります。
392	№１発進立坑の防音ハウスは、長期間の残置や沈下に伴う対応等により、防音ハウスの柱や桁に残留応力やひずみ等の不具合が生じている恐れがあります。この様な条件下において、シールド機投入時の防音ハウス屋根の解体復旧は可能と考えてよろしいでしょうか。	そのように想定しています。
393	№１発進立坑の防音ハウスは、長期間の残置や沈下に伴う対応等により、防音ハウスの柱や桁に残留応力やひずみ等の不具合が生じている恐れがあります。この様な条件下において、防音ハウスの解体・復旧の難易度は、高くなります。その場合、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
394	№１発進立坑の防音ハウスは、長期間の残置や沈下に伴う対応等により、防音ハウスの柱や桁に残留応力やひずみ等の不具合が生じている恐れがあります。事前調査の結果より、解体・復旧が不可能となった場合、シールド機の現地組立には分割数を増やして吊荷重量を減らし、防音ハウスの屋根がある状態で使用できるクレーンを選定する必要があります。その場合、設計変更の対象と考えてもよろしいでしょうか。	工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
395	積算参考資料　施工計画図（1）、（2）59、60/106 既存の防音ハウスは前回工事までに地盤沈下等で部材が変形していると聞いておりますが、撤去、復旧に難が生じた場合は又は新しい部材が必要となった場合は協議に応じて戴けますか、ご教示願います。	工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
396	参考資料　施工計画図(3)シールド施工時 「既設」の設備として、「既設防音ハウス」「既設天井クレーン（7.5t＋2.8tグラブトロリ）」の記載があります。 ①防音ハウスの損料が計上されていないことから、防音ハウスは無償支給であり、維持費用が発生した場合は、設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。 ②一次覆工機械器具損料の内訳が不明ですが、既設天井クレーン（7.5t＋2.8tグラブトロリ）は無償支給となっていますでしょうか。 ③既設天井クレーン（7.5t＋2.8tグラブトロリ）について、仕様の詳細（走行・横行速度、巻き上げ・巻き下げ速度、揚程、電源仕様、操作方法）をご提示ください。 ④既設天井クレーン（7.5t＋2.8tグラブトロリ）の設置時期や本工事引継ぎまでの使用時間が不明です。天井クレーンは引継ぎ時点での状態で引継ぎ、引継ぎ後に発生する維持費用（ワイヤーの交換、消耗部品の交換、法定点検に必要な費用など）にかかる費用は、設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	①工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。 ②そのとおりです。 ③参考図および今回公表する図面のとおりです。 ④工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
397	仕様書7仮設工関係（2）仮設の継続使用または、他工事に転用、兼用する内容について伺います。防音ハウスについての記載がありますが、天井クレーン、昇降設備、照明等も本工事に引き継がれるものと考えてよろしいでしょうか。 また、天井クレーンが引き継がれる場合、積算参考資料施工計画図(3)シールド施工時の図面に記載のある7.5ｔと2.8ｔが搭載された天井クレーンが引き継がれるものと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。

398	岡野公園既設発進立坑ヤードの存置物件について、次の設備は前回工事から引き継ぐもの か、今回工事で改めて設置するものかご教示ください。 (1) 給水（引き継ぐものであれば、引き込み口径、端末現況） (2) 排水（引き継ぐものであれば、接続口径、放流先、端末現況） (3) 立坑排水設備（引き継ぐものであれば、ポンプ､配管等の仕様等） (4) 既設立坑昇降設備（引き継ぐものであれば、位置、仕様等） (5) 電気設備（低圧受電の有無、防音ハウス内照明、換気扇の稼働可否等） （立坑内照明の有無、立坑送換気設備の有無、各稼働可否等）	設計図書に計上されているものは、今回工事で設置するものです。 給水、排水、仮設階段、電気設備については前回工事より引き継ぐ設備とします。
399	発進立坑内ヤードの防音ハウス内に、先行工事から引き継ぐ設備や機材などがあればご教示ください。	天井クレーン、給水、排水、仮設階段、電気設備については前回工事より引き継ぐ設備とします。
400	仮設工　防音工　防音パネル工の設置場所の図面と規格をご教示ください。	今回公表する資料のとおりとします。
401	仕様書　7仮設工関係で防音ハウスの引継が示されていますが、発進基地および発進立坑でその他の引継ぎ物件がありましたらご教示ください。	天井クレーン、給水、排水、仮設階段、電気設備については前回工事より引き継ぐ設備とします。
402	設計書 　天井クレーンの記載がないように思います。どちらかに計上しているのでしょうか。詳細をご教示願います。	天井クレーンは既設のため、設計書の計上はありません。 詳細は今回公表する資料のとおりとします。
403	積算参考資料の図番61/106 施工計画図(3)シールド施工時に既設天井クレーンの記載があります。一方で設計書の仮設備工(ｼｰﾙﾄﾞ)には記載がありません。費用は発生しない 存置物件ということでしょうか。	そのとおりです。
404	既設天井クレーンについて、既設天井クレーンの形状・寸法、吊代等が分かる資料をご提示ください。	参考図及び今回公表する資料のとおりです。
405	参考資料　施工計画図(3)シールド施工時 「既設」の設備として、「既設防音ハウス」「既設天井クレーン（7.5t＋2.8tグラブトロリ）」の記載があります。 ①受電設備は今回工事で新規に仮設する計画でしょうか。 ②立坑内仮設階段は、本工事で新規に仮設する計画でしょうか。 ③岡野公園内の仮設ヤードについて、仮囲い、防音ハウス、天井クレーン以外に今回工事で引き継ぐ仮設備等がありますでしょうか。	設計図書に計上されているものは、今回工事で設置するものです。 給水、排水、仮設階段、電気設備については前回工事より引き継ぐ設備とします。
406	既設防音ハウス構造について、既設防音ハウスの鉄骨サイズや構造、ハウス内有効高さ等が分かる資料をご提示ください。	今回公表する資料のとおりです。
407	発進立坑ヤード（岡野公園）は既に立坑工事が完了しており、現状防音ハウスが設置されております。楠支線乗り込み時に、ヤード内への受水管は引き込まれていると理解してよろしいでしょうか。また工事排水の場外への排水管路は設置済みと考えてよろしいでしょうか。	今回公表する資料のとおりです。
408	岡野公園立坑開放時期（令和11年度末）には場内への受水引き込み管や場外への排水管路は撤去する必要がありますか。	本工事で設置したもののみ撤去対象となります。
409	発進立坑ヤード（岡野公園）の防音ハウス内に大型重機を据え付ける場合、地耐力に制限はありますか。また大型重機据え付け不可の部分はありますか。	参考図および今回公表資料のとおりです。
410	岡野公園の既設防音ハウス外の占用スペースについて、発進基地となる岡野公園の防音ハウス西側面のスペースは、資材ヤード、休憩所等に使用は可能でしょうか。	今回公表する資料の防球ネットの内側（防音ハウス側）であれば使用可能と想定していますが、施工計画を基に管理者等と協議します。
411	発進立坑の防音ハウス天井撤去はどの規格のクレーンをどこに据える計画でしょうか？岡野公園のどの場所か、配置図をご教示ください。あるいは、施工時は周辺の車線を規制する予定でしょうか？	岡野公園施工ヤード内において、防音ハウス脇および防音ハウス内にクレーンを配置することを想定しています。施工ヤード範囲は今回公表する資料の防球ネットの内側（防音ハウス側）とします。
412	防音ハウスの一部撤去作業にあたっては、ハウス脇にクレーンを設置する必要があると思われますが、そのスペースは確保されているものと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	
413	防音ハウスを一部撤去する際の部材は、防音ハウス内に仮置きするということでよろしいでしょうか。ご教示ください。	特記仕様書のとおりです。岡野公園作業ヤード内に仮置きすることを想定しています。
414	積算参考資料　施工計画図（1）、（2）59、60/106 防音ハウスの屋根材(防音パネル、折板、鉄骨材)は大型トラックで約20台ほどになりますが、この量を一時的でもストックした場合、他の工事に支障をきたすことになると思われます。この点について協議に応じて戴けますか、ご教示願います。	工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
415	図面　発進坑口防護工図　63/74 発進立坑は底版まで約57m、作業床までは約48mございます。エレベーターの設置については協議に応じて戴けますか、ご教示願います。	工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
416	発進立坑(内空側)の鉄筋のかぶりは何mmか、ご教示ください。	今回公表する資料のとおりです。
417	発進立坑の発進坑口部における既設躯体構造の詳細をご教示ください。（有筋や無筋、開口部補強などの構造）	今回公表する資料のとおりです。
418	本工事では発進立坑防音建屋（基礎含む）が前工事より引継ぎとなりますが、天井クレーンを使用した場合の基礎検討および基礎に関する追加工事等は不要との認識で宜しいでしょうか。基礎に関する支持力計算書をご提示ください。	対策が必要となった場合は、別途協議します。
419	既設発進立坑の施工時に先行削孔等の補助工法は実施されたのでしょうか。実施された場合の内容、図面をご提示願います。	今回公表する資料のとおりです。
420	仕様書P9　別紙－１　施工条件の明示　５．周辺環境保全関係 （１）「ア　発進立坑基地の騒音対策は、防音施設を設置すること。…(略)」と記載がありますが、既設防音ハウス以外に別途新設で防音施設が必要との事でしょうか。または、既設防音ハウス天井ほか一時撤去時に、別途新規防音施設が必要という事でしょうか。	既存防音施設を引継ぐため、今回工事での防音施設の新設は行いませんが、騒音の基準値を超過するおそれがある場合は、必要に応じて対策を講じてください。
421	仕様書の４、用地関係（２）借地する箇所において岡野公園の施工ヤードを令和１２年3月までに開放することとありますが立坑を引渡すとの解釈でよろしいでしょうか？	そのとおりです。

422	簡易な施工計画（工程管理に係る技術的所見）に岡野公園立坑の開放時期（令和11年度末）を遵守と規定されています。開放に際して、楠支線の施工者が設ける受電設備は撤去と考えてよろしいでしょうか。その場合は、防音ハウス内照明、坑内照明、換気設備、通信設備、立坑水替え設備等は稼働できなくなります。	本工事で設置する受電設備は岡野公園開放の際に撤去してください。
423	上記同様、発進立坑内に設ける作業床も撤去でよろしいですか。その場合、岡野公園側からの楠支線洞道内への進入ができなくなります。	
424	図面番号6/74に記載のボーリングNo.R7.B-1(楠支線)の柱状図付近に「GL-32.80m 地中ガス」との記述がありますが、シールド掘進に関して可燃性ガスの影響を考慮する必要はあるでしょうか。	可燃性ガスの影響はないと想定しています。
425	図面の縦断面図(1)および(2)に「地中ガス・湧水圧」の記載があります。施工計画の前提条件として、シールド掘進時に可燃性ガスを考慮する必要があるかご教示ください。	
426	令和8年度設計図（排除方式　合流）－縦断図（1）　図番5/74及び縦断図（2）　図　番6/74に「地中ガス」の記載があります。設計書には地中ガスに対応する項目が計上されていません。施工において地中ガス対応（防爆化、換気は排気方式等）が必要になった場合は、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	可燃性ガスの影響はないと想定しています。 工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
427	参考資料　図番53/106　シールド機構造図 本工事は土被り約45mと大深度であり、高水圧下での施工となります。参考資料に示されたシールド機はスクリューコンベヤが１段となっており、高水圧対応となっているかが不明です。シールド機の詳細設計において高水圧対策が必要と判断された場合は、設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	シールド機は、今回工事の線形、縦断、土質を設計条件としています。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
428	シールド延長860mに対して、岡野公園以外にシールド断面以下までのボーリング柱状図が1箇所しかありません。追加ボーリング調査が必要な際は変更協議対象でしょうか。	工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
429	岡野公園立坑で隣接するシールドφ3750が泥水式なのに対して、今回工事は泥土圧となっています。泥土圧とした理由をご教授いただけないでしょうか。	検討の詳細については契約後に受注者に提示します。
430	裏込材について、積算見積参考資料の8ページに記載されている裏込材の配合、「硬化剤270kg/㎥、助剤 25kg/㎥、安定剤 1kg/㎥、水 0.804㎥/㎥、可塑剤 91kg/㎥」について、以下の内容をご教示ください。 (1)一軸圧縮強度　材齢１時間 (2)一軸圧縮強度　材齢 28日	強度については回答しません。 設計書のとおり積算してください。
431	一次覆工施工時において、設計上想定されているズリ鋼車の容量および編成台数をご教示ください。	下水道設計標準歩掛表のとおりです。
432	設計書P20 第0002号　セグメント（仕上がり内径2600㎜） RCセグメントの目地コーキングは後施工ではなく、先付けコーキングと考えて宜しいでしょうか、ご教示願います。	後施工で想定しています。
433	鋼製セグメント（外径2950㎜）を使用する急曲線部は、一般部で使用するコンクリートセグメント（外径3000㎜）と外形寸法が異なります。この2種類のセグメントの接続部はテーパー形状のセグメントを使用する計画であるのかご教示ください。	テーパー形状のセグメントは想定しておりません。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
434	本工事におけるRCセグメントの配筋図（参考図）をご提示ください。	追加の図面については提示しません。 設計書のとおり積算してください。
435	図番8/74　管体標準断面図 インバートコンクリートに設置する排水溝の寸法が不明です。排水溝の幅、底面部の円弧の寸法をご教示ください。	今回公表する資料のとおりです。
436	積算参考資料　コンクリートセグメント構造図、鋼製セグメント構造図　43、44/106 急曲線部の二次覆工はスチールフォームとプレーサーによるコンクリートの打設になっていますが、コンクリート表面と鋼製セグメント主桁の隙間が72㎜(縦リブまでは79㎜)しかなく、流動性や充填性に支障をきたすことが懸念されます。これらの問題の解消案については協議に応じて戴けますか、ご教示願います。	工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
437	立坑設備工　土砂搬出設備について　土砂ピット掘削後の建設発生土について、処分費が計上されていません。場内仮置きでしょうか。土量配分計画をご呈示願います。	設計書のとおり積算してください。
438	図番　47/106　作業足場参考図は、設計書のどこに該当するのかご教示下さい。	設計書 第0036号 「発進坑口補強」の枝番01510,01511です。
439	見積もり参考資料47/107（作業足場参考図）（上部坑口閉塞作業用）は本設計書に含まれているのでしょうか？	設計書 第0036号 「発進坑口補強」に計上しています。
440	参考図 ６５・６６/１０６ 発進立坑内部構築計画図　について ドロップシャフトφ2200の記載（赤のハイライト）がありますが、設計書等には計上されていません。今回の施工対象ではないと考えてよろしいでしょうか。	設計図書に計上のないドロップシャフトφ2200については、本工事の施工対象外となります。
441	見積もり参考資料65/106 発進立坑内部構造図において今回のシールドにドロップシャフト落差H=5919と赤く表示されておりますが、今回の設計書には到達立坑（No.2特殊マンホール）のドロップシャフトのみ計上されていると思われますが、後日設計変更の対処となるのでしょか？	
442	発進立坑の引渡しを受けた後、本工事における下水道管内作業は、“雨が一滴でも降れば作業を即時中止し、雨が止んでも水位が通常に戻るまでは作業を再開しない”いわゆる「1滴ルール」のような管理基準が適用されるのでしょうか。適用される場合、その基準について、ご教示ください。	φ3750㎜のシールド管は、楠支線の工事が完成するまでは供用を開始しません。供用中の幹線入坑のルールが適用されることはありません。
443	既設発進坑口部ケーソン壁取り壊し時のコア削孔時に構造鉄筋を切断しますが、これに対する開口補強を検討した場合、変更協議対象となるでしょうか。	開口補強は不要と想定しています。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると 認められた場合、変更協議の対象となります。

444	「設計書　第23号内訳書　シールドの鏡切リ」について、 コアでカットされた到達立坑のケーソン壁をケーソン内から撤去する揚重作業・撤去作業は計上されているでしょうか。ご教示ください。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると 認められた場合、変更協議の対象となります。
445	設計書　第0023号内訳書　鏡切り工に、コア抜き工により分割したコンクリート塊を小割り（ブレーカーなどによるコンクリートの破砕等）する項目がありません。再資源化施設の受け入れ条件によりコンクリートの小割りが必要となった場合は、設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	
446	発進坑口部の壁取り壊し作業におけるコア抜き配置やブロックの大きさなどは変更が可能かご教示ください。	工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
447	発進坑口部の上部で計画されている閉塞作業は、壁取り壊し作業の前に行う計画なのか、ご教示ください。	壁取り壊し作業の前に行うことを想定しています。なお、施工順序を縛るものではありません。
448	参考資料　共SJ0603号単価表　計装工 参考資料　共SJ0605号単価表　凍結ユニット設備損料 共通単価表で公表の凍結工歩掛より、設計で計画している凍土造成・維持の日数および凍結ユニット運転日数は74日であると読み取れます。コア抜き工の歩掛によると、コア抜き施工日数は「コア抜き工昼間213.4m÷昼間作業量5.37m/日＝39.7作業日」となり、凍土造成期間を合わせると運転日数が不足しているように考えられます。 ①設計において計画している凍結維持運転を停止する時期（例えば「鏡切り完了し、エントランスパッキン取り付け、シールド機をエントランスパッキンに挿入した段階まで」等）をご教示ください。 ②設計で計上している運転日数が設計段階の計画から不足している場合は、設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	コア抜き工は昼間と夜間の作業を想定しています。 ①凍結停止時期はシールド機をエントランスパッキンに挿入し、止水確保ができた時点としています。 ②工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
449	「設計書　第35号内訳書　地盤凍結工」について、 凍結期間の設計日数がシールド工の発進までの工程と比較して不足していると思われます。その場合は設計変更協議に応じていただけますか。ご教示ください。	工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
450	参考資料　共SJ0460号単価表　コア抜き工　昼間 参考資料　共SJ0465号単価表　コア抜き工　夜間 共通単価表でコア抜き工の歩掛が公表されていますが、昼間、夜間とも「5.37m当り」の歩掛となっていることから、設計では１日当たり施工量を「コア抜き工　昼間　5.37m/日」「コア抜き工　夜間　5.37m/日」を合計して『コア抜き工　昼夜間　10.74m/日』で計画しているとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
451	図番63/74　発進坑口防護構図 地上限定凍結菅について、平面図における凍結菅の間隔、凍結範囲、凍結菅と地上測温菅の離れが不明です。それぞれの寸法がわかる資料をご提示ください。	設計書のとおり積算してください。 詳細については契約後、受注者に提示します
452	圧入ケーソン内外足場工事は、圧入毎に盛替えが必要です。積算数量は盛替えを含んでいますでしょうか。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると 認められた場合、変更協議の対象となります。
453	「設計書　第67～69号内訳書　圧入ケーソン工　躯体構築工」について、 １１ロッドの躯体構築時、鉄筋・型枠（内・外枠）用の足場工は計上されているでしょうか。または設計変更協議可能でしょうか。ご教示ください。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
454	本工事内訳書9頁　躯体築造工において、コンクリート工１式の第６７内訳書ではコンクリートと型枠の数量のみしかありません。足場工の数量をご教示下さい。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると 認められた場合、変更協議の対象となります。
455	先行削孔において、図面68/74　先行削孔の本数が21本で設計されているが、先行削孔の刃先の躯体の幅1000ｍｍの外側まで網羅できていないがと思われるので、設計思想をご教示ください。	工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
456	「設計書　第49号内訳書　圧入ケーソンの先行削孔」・「図面68先行削孔図」について、 先行削孔によって置き換えされるケーソン部において、配置図を見ると内側外側に未削孔部分が確認できます。また、ケーソン内部においても十字形に現地盤が残り、深度25m付近からのN値の高い泥岩・細砂層においては施工ペースに影響して工程に影響します。先行削孔径や本数について、設計変更協議に応じていただけるでしょうか。ご教示ください。	工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
457	圧入ケーソンに先立ち、先行削孔工が計上されていますが、床付面の置換が不足していると思われます。土丹層は掘削が困難であり、施工中での置換は不可能です。全面置換への変更は可能でしょうか。	工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
458	図番68/74に圧入ケーソン先行削孔図で先行削孔φ1500、L=52.87mの記載があります。積算参考資料36頁 SJ0801号　先行削孔でφ1500全回転式オールケーシング掘削機となっていますが、掘削長が20m超であることから、設計杭径は2000㎜、掘削機の規格はφ2000㎜級、クローラクレーンの規格は100t吊とならないでしょうか。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
459	先行削孔において、参考資料共SJ0804号　先行削孔の径および削孔深さにおける機械選定の根拠をご教示ください。	機械選定根拠については、契約後受注者に提示します。
460	設計書 - 第0057号 - ケーソン内注水工に注水工として3,120.3m3の数量が計上されています。到達ヤード近傍にそれが可能な水道または工業用水管路が敷設されていると考えてよろしいですか。	楠ポンプ場から水道を確保する想定です。
461	「設計書　第49号内訳書　圧入ケーソンの先行削孔」について、 濁水処理後の排水先を教えてください。また、排水先までの設備費用等は設計変更協議に応じていただけるでしょうか。ご教示ください。	排水先については、施工計画に基づき、管理者と協議の上、決定します。工事請負契約約款に基づき、必要があると 認められた場合、変更協議の対象となります。
462	圧入オープンケーソン工の施工にあたり、影響遮断壁が6m㎜で計画されています。土質柱状図によると軟弱層がGL-20m程度まで確認できますが、影響遮断壁を6m㎜に設定された根拠についてご教示ください。	埋め土の範囲までの設置で、周辺構造物の影響の縁切りができると想定しています。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
463	到達立坑の水中コンクリートについて余盛り部分のはつり作業が発生しますが、特殊な工法を想定されていますでしょうか。ご教示願います。	余盛り部分のはつり作業について、特殊な工法は想定しておりません。

464	「設計書　第53～65号内訳書　圧入ケーソン工」について、 圧入沈設装置設置箇所において、地盤支持及び水平を確保する鋼材・ブラケット等の設備の設置撤去労務、材料費用等は設計変更協議に応じていただけるでしょうか。ご教示ください。	工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
465	内訳書第0067号　コンクリート 到達立坑　躯体築造工のコンクリート数量1,047.3m3は配合30-12-25(20)（普通）との記載がありますが、このコンクリートは圧入ケーソンの躯体となります。普通コンクリートですと所定の強度発現まで２８日間を要するため、コンクリート打設してから圧入作業にかかるまで毎ロット２８日間の養生期間が必要と考えられます。早強コンクリートの使用が必要になるかと考えられますが、その点に関するお考えについて、ご教示願います。	普通コンクリートを使用する想定です。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
466	圧入ケーソン躯体工事では「普通」セメントが予定されていますが、「早強」への変更は可能でしょうか。	強度に問題がなければ変更可能です。
467	圧入ケーソン水中コンクリート工事では「普通」セメントが予定されていますが、「水中不分離コンクリート」への変更は可能でしょうか。	
468	到達立坑のオープンケーソンと分水人孔の柱列式地中連続壁では、分水人孔施工ヤード図より柱列式地中連続壁を先に施工しないと機械配置ができなくなるものと思われますが、そのように考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	到達立坑施工後に、分水人孔の施工を想定しています。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
469	到達立坑とNo.3分水立坑の築造について施工順序はどのようにお考えでしょうか。 参考図78/106では、到達立坑が先行施工と考えられます。 この場合、到達立坑の開口養生として路面覆エが必要と考えます。協議事項と考えてよいでしょうか。	到達立坑施工後に、分水人孔の施工を想定しています。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
470	図番10/74到達立坑構造図（B-B断面図）において、2か所梯子のようなものが記載されています。こちらは、足掛け金物と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
471	図番10/74到達立坑構造図において、地下1階から地下3階までドロップシャフト用のΦ2400の開口がありますが、手すりが見当たりません。手すりを設ける場合、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると 認められた場合、変更協議の対象となります。
472	No.3分水立坑の土留欠損部の土留方法の詳細をご教示願います。	図番59/74　分水人孔仮設図のとおりです。
473	No.3分水立坑の掘削土は、地下水位以下のシルト質が大部分であり、掘削土は多くの水分を含むと思われます。残土一次運搬時に通常のダンプでの運搬はできないと思われます。ウェルポイント工法などをお考えでしょうか。ご教示願います。	設計書のとおり積算してください。 工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
474	図番71/74　分水人孔角落し図 分水人孔角落しは、「図番9/74　到達立坑および分水人孔　分水管詳細図」の断面図において、分水人孔内の「φ2400」と記載された既設管の右側に表示されたハッチで示された部分でしょうか。	そのとおりです。
475	「図面69　分水人孔地盤改良工図」について、 平面図に連壁背面まで高圧噴射攪拌による改良の範囲（斜線）があります。確実に改良する場合は本数追加等の検討が必要です。この場合の設計変更協議は可能でしょうか。ご教示ください。	工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
476	図面　図番69/74 施工範囲が図番60/74で示す路面覆工外となっておりますが、設計書通りに仮設を見込んでいないと考えてよろしいでしょうか。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると 認められた場合、変更協議の対象となります。
477	図番69/74分水人孔地盤改良工図において、高圧噴射撹拌工の杭の割付けが設計されています。SMWにより影ができ未改良箇所が出来てしまいます。検討の結果、施工数量（杭の本数）等が増えた場合、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
478	特記仕様書１０　地盤改良工関係　について 分水人孔地盤改良工の設計図（69/74）に高圧噴射撹拌工法の改良径、形状（全円、扇形）等が記載されています。この施工方法は指定工法でしょうか。ご教示ください。	工法指定ではありません。
479	設計書の第86 号から92 号において、分水人孔補助地盤改良工（φ5.0m）はSUPERJET50 を採用されていますでしょうか。SUPERJET50 は、粘性土の改良対象地盤の N 値が 4 の場合、改良径は φ4.5mとなりφ5.0mの径は確保できません。そのため、SUPERJET50 採用の場合は、設計変更の対象となりますでしょうか。	φ５．０mの改良ができる工法を想定しています。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
480	内訳書第0043号　鏡切り 刃口推進工の到達立坑・鏡切における”コンクリート削孔”および”構造物取壊し”は、設計図31/74によると有筋と認められます。どのような取り扱いとなるのかご教示願います。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると 認められた場合、変更協議の対象となります。
481	「設計書　第43号内訳書　刃口推進の鏡切リ」について、 分水立坑の連壁のH鋼材の撤去・スクラップ等は計上されているでしょうか。また、分水立坑側と到達立坑側の鏡切２箇所で発生した殻の坑内からの揚重や撤去は計上されているでしょうか。ご教示ください。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると 認められた場合、変更協議の対象となります。
482	「設計書　第43号内訳書　刃口推進の鏡切リ」について、 計上項目はコンクリート削孔と構造物の取壊しとなっておりますが、到達立坑のケーソン壁と分水立坑の連壁の撤去を示す物でしょうか。到達立坑側の図面などありましたら公表していただけないでしょうか。	そのとおりです。 詳細については公表しません。
483	刃口推進工の鏡切りについてコンクリート削孔の孔径、孔配置の詳細をご教示願います。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
484	刃口推進工の到達側作業足場が未計上と思われます。計上先があればご教示願います。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると 認められた場合、変更協議の対象となります。
485	刃口推進工(中大口径推進工法管径2400㎜)につきまして、発進側の設備は第0044号内訳書「刃口及び推進設備」で費用計上され、また、刃口撤去の手間そのものは第0045号内訳書「刃口撤去工」で費用計上されています。この到達側で刃口撤去作業を行うための前提として、到達立坑工内に作業構台(圧入ケーソンの底版から高さ31mほどの位置)または作業床を設置・撤去する必要があります。今回の参考資料に、この費用(材工)を計上する項目が見当たらないため、変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。また、費用計上されている場合は参考図と項目名をご教示ください。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると 認められた場合、変更協議の対象となります。

486	刃口推進工において、到達立坑側に足場や作業床が見込まれてないようです。設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると 認められた場合、変更協議の対象となります。
487	内訳書49頁　第43号鏡切りとしてコンクリート削孔275孔（分水人孔）とされておりますが、見積もり参考資料80/106の「到達立坑および分水人孔　分水管仮設備図」によると分水人孔の構築前に連続地中壁を壊しφ2400の刃口推進を行うように思えますが後日設計変更の対象となるのでしょうか？	設計書のとおり積算してください。 分水人孔構築前に、φ2400の刃口推進を行う想定です。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると 認められた場合、変更協議の対象となります。
488	見積もり参考資料80/106の「到達立坑および分水人孔　分水管仮設備図」によると刃口推進工の支圧壁の背面は（発生土）による一次埋戻となっておりますが内訳書に該当する項目がありません。後日委設計変更の対象となるのでしょうか？	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると 認められた場合、変更協議の対象となります。
489	No.2到達立坑とNo.3分水人孔を接続する推進管について耐震性を考慮する必要はありませんでしょうか。ご教示願います。	推進管については、耐震性を考慮するものとしていません。
490	刃口推進工について施工時間の制限はありますでしょうか。また施工時、道路は通行止めと考えてよいでしょうか。	施工時間の制約はありません。片側交互通行に必要な車道および歩道幅員を確保して施工することを想定しています。
491	新田間川緑地の施工ヤードの仮囲いの仕様をご教示ください。例えば、万能鋼板(高さ3m)等。	仮囲いを想定しています。 仮囲いについては、施工計画を基に管理者等と協議の上で決定します。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると 認められた場合、変更協議の対象となります。
492	図面の参考資料１、図番62/106には、図面の左側の引き出し線に仮囲い、図番78/106は図面右端の凡例にバリケードと記載がありますが、どちらが正しいでしょうか？また仮囲いの場合は仕様もご教示ください。	
493	分水人孔施工ヤード図に記載の片側通行の道路と施工ヤードの境界の仮囲いの仕様をご教示ください。例えば、万能鋼板(高さ3m)等。	
494	図番　62/106　施工計画図（4）シールドシールド機解体残置時に、仮囲いの表記及び車両出入口がありますが、仮囲いは出入口の仕様と設計書のどこに該当するのかご教示下さい。	
495	図面　図番62/106 到達ヤード外周に仮囲いを設置する計画となっていますが、標準案の仮囲い詳細（高さ、形状等）についてご教示ください。	
496	到達立坑の圧入ケーソン施工について施工基面標高は、＋1.560mの平地となっていますが、用地全体的に＋ 1.560mの標高となっているのでしょうか。ヤード整備図の断面図があればご提供願います。	現状は平坦となっていないため、圧入ケーソン施工前に、付帯工で施工基面までの切り下げを実施します。
497	到達側の工事用道路出入口の場所について、施工ヤード外の第三者に影響しない範囲内で安全設備等を設置することは可能でしょうか？	施工計画を基に管理者等と協議の上で決定します。工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
498	積算参考資料付帯工図（３）樹木撤去復旧図において【撤去復旧】と記載されている樹木は、撤去～処分～新規購入～復旧との解釈でよろしいでしょうか？	そのとおりです。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると 認められた場合、変更協議の対象となります。
499	内訳書147頁、第117号、においてケヤキ・クヌギは見積もり参考資料105/106では撤去・復旧となっておりますが仮移設はどのようにお考えでしょうか？	樹木については撤去、新設を想定しています。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると 認められた場合、変更協議の対象となります。
500	分水人孔施工の際には市道の規制が必要となりますが、夜間は規制を解除するものとして計画されているのか、昼夜連続規制で計画されているのか、ご教示願います。	立坑工（分水立坑）の施工時は、昼間施工で、片側交互通行に必要な車道および歩道幅員を確保して施工することを想定しています。 車道側に覆工板を設置した後は、夜間は交通規制を解除する想定ですが、今後施工計画を基に管理者等と協議の上で決定します。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
501	分水人孔の仮設施工時は夜間施工で行いますか？夜間施工終了時は車線規制を解除する予定でしょうか？	
502	到達立坑施工ヤード北西側の車道について、施工に伴う通行止めを想定していますか。想定している場合は、通行止めの対象区間および期間をご教示ください。	
503	分水人孔施工ヤード図に記載の道路規制は常設規制帯と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。また、常設規制帯で施工する対象工種をご教示ください。	
504	分水人孔築造について仮設時から築造時まで通行止めと考えてよろしいでしょうか。	
505	No.3分水立坑（人孔）の施工は、車道通行止めにて施工可能ということでよろしいでしょうか。または、1車線を確保した常設作業帯として作業を行う考えでしょうか。	

506	積算参考資料の図番78/106 分水人孔施工ヤードに黒矢印、歩道部750、車道部2750の記載があります。片側交互で車両を通行させるということでしょうか。歩道750㎜幅やカラーコーン等規制材料の幅を考慮すると道路使用は許可されないと思われますが、所轄警察署に事前協議はされていますでしょうか。	立坑工（分水立坑）の施工時は、昼間施工で、片側交互通行に必要な車道および歩道幅員を確保して施工することを想定しています。 車道側に覆工板を設置した後は、夜間は交通規制を解除する想定ですが、今後施工計画を基に管理者等と協議の上で決定します。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
507	分水立坑施工について、積算見積参考資料内の設計図（78/108）分水人孔施工ヤード図にお　いて、地中連続壁工・路面覆工・掘削土留工などの分水立坑築造作業や、分水人孔構築作業時における公園北側道路の規制形態について、以下、ご教示ください。 (1) 昼夜間の車両通行止め＋歩行者通路確保。 (2) 昼間の車両通行止め＋歩行者通路確保。夜間は路面覆工を閉塞して開放。	
508	「積算参考資料の図面78　分水人孔施工ヤード図」について、 分水立坑施工時の車道・歩道部は、図面の作業帯を設置すると、車道幅が2m程しかなく、覆工施工時はより狭くなる為、通行止と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	
509	図面　図番78/106 分水人孔の北側に黒の両矢印があります。これは、車両を交互に通行させるものと考えられます。当該道路を車両が通行するのが困難と想定される分水人孔北側の地盤改良施工時も通行止めをせずに車両を交互に通行させるものと考えてよろしいでしょうか。	
510	図面　図番78/106 分水人孔の北側に黒の両矢印があります。これは、車両を交互に通行させるものと考えられます。当該道路を車両が通行するのが困難と想定される分水人孔北側の地中連続壁工（柱列式）施工時も通行止めをせずに車両を交互に通行させるものと考えてよろしいでしょうか。	
511	図面　図番78/106 分水人孔の北側に黒の両矢印があります。これは、車両を交互に通行させるものと考えられます。地盤改良施工時の夜間は、圧入ケーソン施工ヤード平面図（図番67/106）と同じ位置までバリケードを移動させ、道路を開放する必要があるのでしょうか。	
512	図面　図番78/106 分水人孔の北側に黒の両矢印があります。これは、車両を交互に通行させるものと考えられます。地中連続壁工（柱列式）施工時の夜間は、圧入ケーソン施工ヤード平面図（図番 67/106）と同じ位置までバリケードを移動させ、道路を開放する必要があるのでしょうか。	
513	SMW施工時において、車道への常設作業帯の確保は可能でしょうか。また、道路規制において覆工板を開けると1車線を確保できないことが想定されます。車両通行止めで設計されていると考えてもよろしいでしょうか。	
514	図面番号78/106：分水人孔施工ヤード図について、マンション近接でのSMW施工時は、通行止して夜間作業でないと出来ないと考えます。この場合、協議の上設計変更の対象となりますでしょうか。	
515	「積算参考資料の図面78　分水人孔施工ヤード図」について、 道路の車道・歩道部の作業帯は常設でしょうか。また、作業帯についての道路協議はされているのでしょうか。ご教示ください。	
516	到達部の分水人孔施工に伴う路面覆工設置作業について、北側道路を通行止めにしての施工は可能でしょうか。また、この部分は歩道形状の変更等を伴うため、施工期間中、交通整理員を配置する必要があると思いますが、交通整理員についてどのように考えればよろしいでしょうか。	
517	「積算参考資料の図面78　分水人孔施工ヤード図」について、 分水立坑施工時は、作業帯を設置する為、立坑前面の駐車場の出入りが制限されます。それについて協議はされているでしょうか。ご教示下さい。	設計時点では通行止めをしない計画です。施工計画を踏まえ協議が必要です。
518	「積算参考資料の図面78　分水人孔施工ヤード図」について、 施工で使用する大型重機の搬入ルートは旧東海道側より搬入するお考えでしょうか。ご教示下さい。	着手後の施工計画に基づき、管理者等と協議の上で決定します。
519	分水人孔施工時は、北側道路を一時占用しての施工が必要になると考えておりますが、この北側道路は片側交互通行が可能であるとの理解でよろしいでしょうか。また、施工に伴い既設歩道の改造や標識の移設が必要になると思われますが、これらの形状変更は許可されるものと考えてよろしいでしょうか。	着手後の施工計画に基づき、管理者等と協議の上で決定します。
520	車線規制中の車道上に安全設備を設置することは協議に該当しますか。	工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
521	新田間緑地側での分水人孔施工（路面覆工）では、車線規制を予定されていますが、歩道と車線、工事範囲の境界を確認したいため、規制時の車道の断面図をご教示ください。	車道の断面図は提示しません。平面図と現地状況でご確認下さい。

522	特記仕様書 2 安全対策関係（2）交通誘導員の配置等 について 『交通誘導員の配置については、設計図書の通りとする』とありますが、設計図書（設計図）への記載がありません。岡野公園既設発進立坑、到達立坑、分水人孔、既設下水道φ400移設・撤去など各施工箇所・段階における配置位置および時間帯をご明示ください。なお、参考図においても、分水人孔施工ヤード図〔参考図78/106〕への記載のみで、発進ヤード（シールド施工時）や到達立坑施工時、既設下水道φ400移設・撤去時等の記載はありません。	分水立坑施工中は昼間1日当たり4人を想定しています。 また、分水立坑施工中、夜間の交通規制を解除できない期間は、夜間1日当たり4人を想定しています。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
523	交通誘導警備員（昼間、夜間）の配置箇所をご教示願います。	
524	設計内訳書 第0115号 交通誘導警備員の人数について、交通誘導警備員 夜間368人とありますが、具体的な配置位置、１日あたりの人数をご教示ください。	
525	設計書内訳書３号 覆工セグメントに記載のあるエ種はすべて昼夜間作業(16時間）と考えて良いでしょうか。またその他の工種はすべて昼間作業と考えて良いでしょうか、ご教示願います。	シールド一次覆工については、昼夜間施工を想定しています。設計書のとおり積算して下さい。
526	設計図書において施工区分の昼夜間・夜間が表示されているのは、第0003号内訳書覆工セグメントの切羽及び坑内作業工・坑外作業工、単価表SJ0010～SJ0140単価表に昼夜間が表示されています。また、第0023号単価表鏡切りのコア抜きに夜間213.4m、第0115号交通誘導警備員に368人に夜間が表示されています。 上記昼夜間及び夜間作業以外は到達立坑、分水人孔部付近路上作業も含めすべて昼間作業と考えてよろしいですか。交通管理者や地元との協議で夜間作業への変更が生じた場合は条件変更として設計変更対象となりますか。ご教示願います。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると 認められた場合、変更協議の対象となります。
527	作業時間について、本工事に於ける昼夜間施工（二方施工）が適用される工種はシールド工、刃口推進工の2工種と考えてよろしいでしょうか、ほかにある場合は其の工種をご教示ください。	シールド一次覆工については、昼夜間施工を想定しています。刃口推進工は昼間施工を想定しています。 設計書のとおり積算してください。
528	到達部の立坑や分水人孔に関わる施工は、昼間または夜間のどちらで計画されているのでしょうか。	昼間施工で行う想定です。
529	特記仕様書３（４）施工時期、施工時間及び施工方法等の制約条件について 到達立坑の施工時間帯に制約はないとのことですが、車両の出入りなども含め到達立坑作業ヤード内で日中の時間帯（8:00～17:00）での施工が可能との理解でよろしいでしょうか。設計で想定されている作業時間帯をご教示ください。	昼間施工で行う想定です。車両の出入りの時間帯は、施工計画を基に管理者等と協議の上で決定します。
530	特記仕様書３（４）施工時期、施工時間及び施工方法等の制約条件について 分水人孔の施工時間帯に制約はないとのことですが、車両の出入りなども含め常設作業帯内〔参考図 78/106 分水人孔施工ヤード図〕で日中の時間帯（8:00～17:00）での施工が可能との理解でよろしいでしょうか。設計で想定されている作業時間帯をご教示ください。	
531	特記仕様書３（５）施工時間帯による作業上の制約について 施工時間帯による作業上の制約はない、とのことですが、既設下水道管φ400移設・撤去など全ての作業が日中の時間帯（8:00～17:00）での施工が可能との理解でよろしいでしょうか。設計で想定されている作業時間をご教示下さい。	
532	施工区分の昼夜間作業、昼間作業、夜間作業の種別は設計図書のどちらに明示されていますか。標準工程のような参考資料があれば、併せてご教示願います。	設計書のとおりです。 工程については今回公表する資料のとおりです。
533	内訳書第0038号 刃口推進工 発生土処理 残土一次運搬工 2ｔ【2km】21.7m3は、夜間現場から2ｔ車で仮置場まで運搬、残土二次運搬工(積込含む)10ｔ【10km】21.7m3は、昼間仮置で10ｔ車に積込み、指定処分場まで運搬すると考えてよろしいですか。異なる場合は詳細も含めてご教示願います。	刃口推進工は昼間施工を想定しています。 設計書のとおり積算してください。
534	分水立坑の水替工で、止水プラグ及びバイパス管が設計されています。流下断面減少による水位上昇により上流地域が冠水した場合、施工者に責はないものと考えてよろしいでしょうか。	流下断面が減少しても設計能力を満たす仕様となっています。
535	水替え工において、プラグ工法で設計されていますが、設計流量をご教示ください。	流下断面が減少しても設計能力を満たす仕様となっています。 詳細については、契約後受注者に提示します。
536	分水人孔内で行う鶴屋第二合流雨水幹線（φ2400）との接続作業（既存雨水幹線との接続作業）について、施工時期に制約はあるのでしょうか。	施工時期の制約については、想定しておりません。 止水プラグ設置撤去作業は、特記仕様書に記載の、「局地的な大雨に対する下水道施設内作業の安全に関する特記仕様書」に則り、施工することになります。
537	分水立坑の水替工で、止水プラグ及びバイパス管が設計されています。渇水期施工等、施工時期を限定されているのでしょうか。	
538	水替え工において、施工時期の制約（渇水期など）があればご教示ください。	
539	水替え工において、設計書第0093号の既設管現地調査の内容をご教示願います。また、ボーリング調査により既設管の位置を正確に調査することが必要かどうか、ご教示願います。	現地調査の内容については、契約後に受注者に提示します。 なお、既設管位置の調査については、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
540	設計書 第0093号内訳書 現地調査に現地調査費１式が計上されており、個別登録単価一覧表で1式当たりの単価が公表されていますが、現地調査の内容などの詳細が不明です。現地調査費に計上している具体的な調査内容をご提示ください。	現地調査の内容については、契約後に受注者に提示します。
541	共SJ1740号「止水プラグ設備損料」の単価表につきまして、8番目の項目欄には「設置用備品他吊り防護・アンカー材等1式(TJ1740)」とありますが、吊ワイヤー・金具などは含まれるものの「吊り桁」そのものの材料費・工事費がこの項目に入っていません。吊り桁の材料費及びその設置・撤去手間(工事費)につきましては、変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると 認められた場合、変更協議の対象となります。

542	No.3分水人孔に流入する鶴屋第二合流幹線φ2400の図面上の位置は、詳細な調査が完了しているのでしょうか。ご教示願います。	鶴屋第二合流幹線の位置は、竣工図を基に計画しております。
543	水替え工において、既設下水管Φ2400の材質は、鋼製セグメントまたはRCセグメントか、また二次覆工の有無をご教示ください。	鋼製セグメントでコンクリートの二次覆工があります。 詳細については、契約後に受注者に提示します
544	「設計書　第94号内訳書　分水立坑　水替工　既設管撤去工」について、 鶴屋第二合流幹線φ2400の詳細の状態（鋼製セグメント厚、二次覆工コンクリート厚、管構成、規格、すでに使用されているか、どの様な状況下で施工となるか等）を教えていただけないでしょうか。	鋼製セグメントでコンクリートの二次覆工があります。 詳細については、契約後に受注者に提示します。
545	「設計書　第94号内訳書　分水立坑　水替工　既設管撤去工」について、 鶴屋第二合流幹線φ2400の止水プラグ設置撤去について、施工前調査によって流量の変動による規格の変更、バイパス管の漏水防止処置、施工時の水替工等においては設計変更協議に応じていただけるでしょうか。ご教示ください。	工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
546	積算参考資料　到達立坑および分水人孔 分水管仮設備図　80/106 鶴屋第二合流雨水幹線φ2400分水人孔内にSGプラグ工法でφ1400のバイパス管を設置しているような図が記されていますが、この管の吊防護が必要になった場合は、協議対象と考えてよろしいでしょうか、ご教示願います。	工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
547	№3分水人孔の施工中、鶴屋第二合流雨水幹線（φ2400）の仮吊り費用が計上されていません。仮吊りが必要な場合は別途設計変更の対象と考えてよろしいですか。	工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
548	【仕様書　4「用地関係」の（4）その他】 「施工ヤードの範囲内で、西側新田間緑地開放部分からヤード東側歩道への歩行者の通路を確保すること。」と記載がございますが、仕様書で示す東側歩道への歩行者通路とは、北側のマンションとの間の歩行者通路でしょうか？南側のビルとの間の歩行者通路でしょうか？	参考図78/106に図示したバリケードの内側の範囲で、施工ヤードと分離した歩行者通路を確保して下さい。通路の位置は指定しませんが西側新田間川緑地開放部分からヤード東側歩道への通り抜けができるようにして下さい。南側民間ビル敷地内への設置はできません。
549	【仕様書　4「用地関係」の（4）その他】 「施工ヤードの範囲内で、西側新田間緑地開放部分からヤード東側歩道への歩行者の通路を確保すること。」と記載がございますが、図面（参考資料１、図番78/106）より施工ヤードはバリケードで仕切られています。そのうえで施工ヤードに歩行者の通路を確保するという認識でよろしいでしょうか？ご教示願います。	
550	仕様書9頁（4）その他　「新田間川緑地公園内の施工ヤードにおいては、参考図（分水人孔施工ヤード図）に示す施工ヤードの範囲内で、西側新田間川緑地開放部分からヤード東側歩道への歩行者の通路を確保すること。」の記載は、積算参考資料の図番78/106分水人孔施工ヤード　施工ヤード南面の「全自動プラント」文字記載箇所の東西方向の通路のことでしょうか。	
551	特記仕様書　４用地関係 (4)その他に、「・・・西側新田間川緑地開放部分からヤード東側歩道への歩行者の通路を確保すること。」とありますが、設計図や参考資料に位置や歩道の詳細（幅や舗装の有無等）が示されておりません。たとえば「参考資料　図番62/106施工計画図(4)」において、ヤード外周仮囲い南東面（図面下側）と、ヤード南東の隣接地境界線との間にあるスペース（幅員不明）を『歩行者通路』として計画されているのでしょうか。	
552	到達立坑ヤードにおける歩行者通路について、特記仕様書　別紙－１　施工条件の明示　４．用地関係（４）その他に、「新田間川緑地公園内の施工ヤードにおいては、参考図(分水人孔施工ヤード図)に示す施工ヤードの範囲内で、西側新田間川緑地開放部分からヤード東側歩道への歩行者の通路を確保すること。」と記載されています。以下、ご教示ください。 (1) 設計段階で見込まれている歩行者通路の経路をご教示ください。 (2) 公園南側 横浜西口KNビル敷地内への歩行者通路設置は可能なのでしょうか。	
553	仕様書4用地関係(4)その他「新田間川緑地公園内の施工ヤードにおいては、参考図（分水人孔施工ヤード図）に示す施工ヤードの範囲内で、西側新田間川緑地開放部分からヤード東側歩道への歩行者の通路を確保すること。」について、通路幅の条件をご教示ください。	2.0m程度の幅の通路を想定しています。
554	仕様書4用地関係(4)その他「新田間川緑地公園内の施工ヤードにおいては、参考図（分水人孔施工ヤード図）に示す施工ヤードの範囲内で、西側新田間川緑地開放部分からヤード東側歩道への歩行者の通路を確保すること。」について、歩行者に加え、自転車および車椅子の通行も想定した通路幅および構造とする必要がありますか。	
555	仕様書 　4用地関係(4)その他 　確保すべき歩行者通路について詳細をご教示願います。	
556	仕様書4用地関係(4)その他「新田間川緑地公園内の施工ヤードにおいては、参考図（分水人孔施工ヤード図）に示す施工ヤードの範囲内で、西側新田間川緑地開放部分からヤード東側歩道への歩行者の通路を確保すること。」について、通路を設ける期間をご教示ください。	新田間川緑地が、工事により通り抜けできない期間とします。
557	特記仕様書　4　用地関係 - (4) その他 - 分水人孔施工時は、新田間川緑地からヤード東側歩道まで歩行者の通路を確保するよう規定されています。この間は歩行者通路の確保のみで、車両の通行は昼夜を通じて不可という理解でよろしいですか。	新田間川緑地の歩行者通路の確保と車両の通行は関連しません。
558	仕様書4用地関係（4）その他に、新田間川緑地公園内の施工ヤードにおいては、参考図（分水人孔施工ヤード図）に示す施工ヤードの範囲内で、西側新田間川緑地開放部分からヤード東側歩道への歩行者の通路を確保すること、とありますが、通路計画（位置・構造等）については協議事項の対象でしょうか。	工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
559	駐輪場の撤去、移設は施工の時期について制限はありますでしょうか。	駐輪場の撤去・移設の施工時期について、制限は想定しておりません。
560	新田間川緑地の駐輪場の復旧について、到達立坑部の駐輪場の最終的な復旧において、材料は既存物の再利用と考えればよろしいでしょうか。また、既存物を再利用する場合は、その保管場所が近傍に確保されているものと考えればよろしいでしょうか。	そのとおりです。 仮置き場については、施工者の責任で選定するものとしています。
561	仮設駐輪場　街路灯について 図面72/74を見ると街路灯の「流用品」と「購入品」の記載があります。この場合の流用品とは企業の土地にあった既存の街路灯をそのまま使うのでしょうか。それとも現況駐輪場のものを移設して使うのでしょうかご教示ください。	現況駐輪場のものを移設して使います。

562	防火水槽について新設後に撤去という施工手順でよろしいでしょうか。それとも新設前に撤去してよろしいでしょうか。ご教示願います。	関係機関との協議により、新設設置前に既設防火水槽を撤去することにしています。
563	図面　図番97/106 防火水槽について、既設水槽撤去および新設水槽設置が示されていますが、既設防火水槽は現在使用中であり、先に新設水槽を設置・供用後、既設水槽を撤去する手順とする認識で宜しいでしょうか。	関係機関との協議により、新設設置前に既設防火水槽を撤去することにしています。
564	参考資料 図面102/106 防火水槽撤去仮設図について　底盤改良として高圧噴射攪拌工法23本改良厚1.5mが計画されていますが 設計でお考えの防火水槽撤去施工順序をご教示願います。	防火水槽撤去の施工手順は、土留め、地盤改良、掘削および防火水槽取壊しで想定しています。
565	到達立坑部の防火水槽移設・撤去は到達立坑施工に先立ち行うものと考えますが、到達立坑施工時に重機械が作業を行うこととなります。移設した防火水槽は本設とお考えでしょうか。本設であれば、防護方法は設計上検討されていますでしょうか。ご教示願います。	到達立坑部の防火水槽撤去は到達立坑施工前に行う想定です。新設する防火水槽については、関係機関との協議より本体工事完了後、公園復旧の際の設置を想定しています。
566	到達立坑にある既設防火水槽の撤去方法の詳細をご教示願います。	設計図書に記載のとおりです。 設計図書に記載のない詳細については、契約後に受注者に提示します。
567	防火水槽撤去時には水抜き作業は不要と考えてよいでしょうか。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると 認められた場合、変更協議の対象となります。
568	参考図面102/106　の防火水槽撤去仮設備図・地盤改良図において、既設の防火水槽の頂板や底盤を削孔するお考えでしょうか？	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
569	積算参考資料　防火水槽撤去仮設図・地盤改良図　102/106 防火水槽を撤去するにあたり、既設底盤下に高圧噴射撹拌工法が記載されています。頂版や底盤にコア抜きが必要と思われますが、協議対象と考えてよろしいでしょうか、ご教示願います。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
570	内訳書第0144号　高圧噴射撹拌工 耐震性貯水槽撤去に伴い高圧噴射撹拌工が計上されていますが、「仕様書　10地盤改良工関係」の一覧表には記載がありません。また、耐震性貯水槽の下部に地盤改良を施工する場合、既設貯水槽を貫通削孔することになるのでしょうか。どのような取り扱いとなるのかご教示願います。	設計書のとおり積算してください。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
571	既設防火水槽下部に、高圧噴射撹拌工が設計されています。構造物がある状態で施工するには、頂版部と底版部にガイド管を立て込む必要があります。設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
572	参考図面102/106　の防火水槽撤去仮設備図・地盤改良図において、地盤改良がラップしていないため、止水性が課題だと思いますが、設計支障をご教示ください。	撤去に伴う土留めに必要な地盤改良であり、止水性は考慮せずに地盤強化のみを目的と想定しています。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
573	防火水槽移設・撤去平面図において、撤去作業時に設置する土留めがヤード仮囲いと同じ平面位置もしくははみ出しているのですが、施工時は仮囲いを拡幅できるものと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	該当箇所施工時には、拡幅可能と考えています。施工計画を踏まえ、管理者との協議の上、決定します。
574	既設防火水槽撤去箇所は、一般的な埋戻しとなっていますが、埋戻し完了後、三点杭打機等の重機械が施工のため載荷されます。一般的な埋戻しではなく、浅層改良等を行う必要があると考えますが協議事項と考えてよろしいでしょうか。	設計書のとおり積算してください。工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
575	（積算）参考資料１ 図面番号101/106　既設防火水槽の構造や鉄筋配筋状況がわかる資料を開示願います。	詳細については契約後受注者に提示します。
576	積算参考資料　既設防火水槽構造図　101/106 既設防火水槽はPC鋼棒等で緊張しているのでしょうか。その場合の緊張材の配置図を示していただけないでしょうか、ご教示願います。	PC鋼棒等での緊張は考慮していません。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
577	移設する防火水槽について防火水槽土工図に標高が記載されていないため水位の確認できません。確認ができる資料をご提示願います。	新設防火水槽の地盤高は▽1.56mです。
578	入札書について 労務費ダンピング調査の件で、神奈川県のHPに労務費ダンピング調査の様式が掲示してあるのですが、横浜市ではこちらの様式等はありますでしょうか。または入札書とは別に、労務費と材料費、法定福利費と建退共と安全衛生費が分かるものを一緒に提出すればよろしいのでしょうか。ご教示ください。	入札時に提出する労務費ダンピング調査のための様式はありません。材料費及び労務費等を記載した工事費内訳書の提出は、入契法改正による対応です。入契法改正による工事費内訳書への記載内容については、入札のとびらに掲載の令和８年３月18日お知らせ「【工事】【重要】入契法改正による工事費内訳書への記載内容変更について」をご参照ください。
579	総合評価実施要領第３～7号様式 施工方法の変更（例現場打ち⇒プレキャスト）、材料規格の変更（コンクリートの配合変更等）については、提案内容としてお認め頂けますか。ご教示ください	設計図書の内容から大幅に逸脱すると判断した提案は、より優位な評価をしない、又は評価しない場合があります。
580	協議対象に対する提案は、評価しないものと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	
581	総合評価実施要領書 簡易な施工計画の作成に当たり、工法変更は提案可能でしょうか、ご教示願います。	
582	図番8/74　管体標準断面図 設計書によると、インバート工は現場打コンクリート構造となっていますが、技術提案においてインバートコンクリートを ①インバートコンクリート一体型RCセグメントに変更する ②インバートコンクリートの全部をプレキャスト　コンクリート製に変更する ③ インバートコンクリートの一部（例えば排水溝）をプレキャスト　コンクリート製に変更するなどの提案は、工事目的物の変更となるため、評価の対象外となるとの理解でよろしいでしょうか。	
583	参考資料　図番43/106　　コンクリートセグメント構造図 コンクリートセグメント構造図は参考資料となっていることから、技術提案において、コンクリートセグメントの幅や継ぎ手構造の変更を伴う提案は、評価の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	
584	参考資料　図番44/106　鋼製セグメント構造図 鋼製セグメントは参考資料となっていることから、技術提案においてセグメントの幅や継ぎ手構造、二次覆工省略が可能なコンクリート中詰め仕様に変更する提案は、評価の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	

585	協議事項となる提案は、評価対象外となりますでしょうか。提案内容によりますでしょうか？	設計図書の内容から大幅に逸脱すると判断した提案は、より優位な評価をしない、又は評価しない場合があります。
586	図面　図番53/106 本図面に示されている「シールド機構造図」が標準案で、本図面に示されていない追加装備については技術提案の評価の対象と考えてよろしいでしょうか。	企業の技術力において、設計書、仕様書又は現場説明書の内容から大幅に逸脱した技術提案であると判断した場合は、「より優位な評価はしない」又は「評価をしない」場合があります
587	総合評価落札方式実施要領書　４技術資料の具体的評価項目と用語の定義に記載される工程管理に係る技術的所見について、「岡野公園立坑の開放」とは、「本工事の発進立坑内及び周辺の工事を完了し、次期工事等に引き渡す状態」と考えてよろしいでしょうか。その場合、到達立坑から貫通したシールドトンネル内への入坑及び坑内作業に関して、制約がないものと考えてよろしいでしょうか。	「岡野公園立坑の開放」については、本工事で設置した設備・資材等をすべて岡野公園から撤去した状態です。その際、到達立坑側からトンネル内の入坑には制約がないと考えますが、トンネル内の坑内作業は、立坑径による制約があると考えています。
588	総合評価落札方式実施要領書：3スケジュールについて、〝議会の議決を要する工事について『仮着手日』の設定をしています〟との記載がありますが、 本件は議会承認を要する工事に該当するのでしょうか？あらためてご確認させて下さい。 また工程表を作成するにあたり『仮着手日』設定日をご教示お願い致します。	議会の議決を要する工事ではないため、仮着手日はありません。 工程表上の着手日は、落札決定、評価結果公表予定である12月24日として下さい。
589	総合評価落札方式実施要領書　３スケジュール 「議会の議決を要する工事の仮着手日」が空欄となっています。注意書きに「着手日は「仮の着手日」以降に設定して、工程表を作成してください」とありますが、工程表作成における仮の着手日をどのように設定すればよいかご教示ください。	
590	着手日について伺います。横浜市総合評価落札方式ガイドライン（令和8年度）P10では、着手日を評価結果公表日以降に設定するとされています。一方、実施要領書「3スケジュール」注2では、評価結果公表日は目安とされています。この場合、第3号様式の工程表における着手日は、評価結果公表日以降を前提として、入札者が任意に設定してよいとの理解でよろしいでしょうか。	
591	技術提案に係る工程について 総合評価落札方式実施要領書３．スケジュールについて 工程表を作成する上で、工期の設定は落札者決定日程に記載のある令和８年１２月１７日～令和１３年３月３１日として考えてよろしいでしょうか。	
592	工事の全体工程を検討するにあたり、工事の着手日をご教示ください。	
593	総合評価落札方式実施要領書　第３号様式 「工程管理に係る技術的所見の注意事項」に『着手日は「仮の着手日」以降に設定』との記載があります。「仮の着手日」の具体的な年月日をご教示ください。	
594	技術資料を作成する上で参考となる標準工程表を提示していただけないでしょうか。	今回公表する資料のとおりです。
595	総合評価落札方式実施要領書　第３号様式 「工程管理に係る技術的所見」について「標準工程」をご提示願います。	今回公表する資料のとおりです。
596	総合評価落札方式実施要領書　第３号様式 工程を作成する上で考慮する割増率（供用日数÷稼働日数）について、明り工事は1.79を、トンネル工事等で降雨に関係なく施工できる工種については1.57を使用すると考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、使用する割増率をご教示願います。	明り工事は1.79を、トンネル工事等で降雨に関係なく施工できる工種については1.57を使用しています。
597	総合評価落札方式実施要領書　第3号様式 特記仕様書　３工程関係　(3)項に、岡野公園既設発進立坑での関連工事は「令和9年9月まで」と記載があります。技術提案第3号様式の工程表は、岡野公園既設発進立坑での工事着手を「令和9年10月から」として記載すればよろしいでしょうか。	工程表へは、着手日から工期末までの各入札参加者が考える主要な工程を記載して下さい。 工程管理にかかる技術的所見の欄には、工程表に記載されたうち、岡野公園を令和12年3月末に開放するために、各入札参加者が施工計画上重要と考える工程とその達成のための所見を記載して下さい。岡野公園発進立坑への着手は令和9年10月以降とします。
598	総合評価落札方式実施要領書　第3号様式 総合評価落札方式実施要領書　「４　技術資料の具体的評価項目と用語の定義」のうち、工程管理に係る技術的所見の定義欄に「岡野公園立坑の開放時期（令和11年度末）を遵守するために施工計画上、重要となる工程とその達成のための所見」とあることから、第3号様式で作成する工程表は、岡野公園立坑での着手（令和9年10月）から解放時期（令和12年3月）の期間とし、かつ、令和11年度末までに工事が完了することが確認できる工程表を作成すればよろしいでしょうか。技術提案で作成する工程表の期間をご教示ください。	
599	第3号様式（簡易な施工計画（工程管理に係る技術所見）に記載する工程表の期間は、令和11年度末までを対象として作成するのか、工期全体を対象として作成するのか、ご教示願います。	
600	第3号様式（簡易な施工計画（工程管理に係る技術所見）に記載する工程表は、岡野公園立坑に関する内容だけ作成するのか、または全体の内容を作成するのか、ご教示願います。	
601	総合評価落札方式実施要領書　第３号様式 「岡野公園立坑の開放時期を遵守するために施工計画上重要となる工程」を示す必要があります。岡野公園立坑と関連するのは発進立坑の工程ですので、発進立坑に関連する工程だけを示せばよろしいでしょうか。それとも到達立坑に関連する工程についても示す必要があるでしょうか。ご教示願います。	
602	第7号様式における具体的評価項目が『シールド工法における掘進作業の安全性』とありますが、≪掘進作業≫とは具体的にどの作業が対象となるのでしょうか？ シールド機による掘削・推進・排土のみでしょうか。もしくは、シールドの掘削の付帯作業となる裏込め注入やセグメント組立、セグメント・資材搬送、各種配管・軌条設備の延長および掘削土の積込運搬も対象となるでしょうか。ご教示お願いいたします。	各入札参加者において、掘進作業の安全性へ配慮すべきと考える項目について、技術資料を作成してください。
603	総合評価実施要領第7号様式 　具体的な評価項目「シールド工法における掘進作業の安全性」とありますが、ここでいう「安全性」とは、現場作業員の安全確保のことのみを指されていますか。又は、地表面等の周囲への影響等も含まれるものでしょうか。ご教示ください。	
604	簡易な施工計画のうち、安全管理に留意すべき事項：具体的評価項目「シールド工法における掘進作業の安全性」において、提案の対象は、横浜市土木工事共通仕様書第3編1-6-12-7「掘進」に該当する作業でしょうか。それとも、坑外作業を含めた掘進に係る全ての作業でしょうか。	

605	評価内容のシールド工法における掘進作業の安全性の提案対象範囲は、設計書の一次覆工でしょうか。ご教示ください。一次覆工以外の工種を想定されている場合は、対象工種をご教示ください。	各入札参加者において、掘進作業の安全性へ配慮すべきと考える項目について、技術資料を作成してください。
606	第７号様式　簡易な施工計画　（安全管理に留意すべき事項） シールド工法における掘進作業の安全性について、対象となる項目は、「掘進作業に伴う作業員の安全確保に関する内容」以外に、地表面や近接構造物への影響防止に関する内容も評価の対象となるのでしょうか。	
607	総合評価落札方式実施要領書P2　４．技術資料の具体的評価項目と用語の定義 安全管理に留意すべき事項の定義として、「シールド工法における掘進作業の安全性」と記載がありますが、ここに示す「安全性」とは、シールド掘進作業における職員や作業員などの作業従事者に対する安全か、シールド掘進作業に伴う地盤変動や周辺影響等による第三者・一般家屋等の安全か、どちらを示すのでしょうか。	
608	簡易な施工計画のうち、施工上の課題に係る技術的所見：具体的評価項目「既設発進立坑壁取り壊し時の安全性への配慮」において、提案の対象時期は、取り壊し完了までででしょうか。それとも、シールド機仮発進まで含まれるのでしょうか。	各入札参加者において、既設発進立坑壁取り壊し時の安全性へ配慮すべきと考える項目について、技術資料を作成してください。
609	評価内容の既設発進立坑壁取り壊し時の安全性への配慮の提案対象範囲は、設計書の仮設備工(シールド)の鏡切りでしょうか。ご教示ください。鏡切り以外の工種を想定されている場合は、対象工種をご教示ください。	
610	総合評価落札方式実施要領書　別表評価項目と評価基準及び配点　この表のなかの評価内容である既設発進立坑壁取り壊し時の安全性への配慮については、シールド発進やシールド発進後の凍結解除まで提案範囲に含みますか。	
611	総合評価実施要領書 既設発進立坑壁取り壊しは壁厚2200㎜のコンクリート壁撤去まででしょうか、それとも凍土壁厚1000㎜の範囲まで撤去（シールド掘進時）まで含まれるのでしょうか、ご教示願います。	
612	簡易な施工計画のうち、施工上配慮すべき事項：具体的評価項目「周辺環境(公園、駐輪場、周辺交通等)への配慮」において、提案の対象は、発進立坑および到達立坑周辺でしょうか。それとも、シールド施工区間全体を含むのでしょうか。	各入札参加者において、周辺環境へ配慮すべきと考える項目について、技術資料を作成してください。
613	総合評価実施要領書 簡易な施工計画の具体的評価項目　施工上配慮すべき事項「周辺環境（公園、駐輪場、周辺交通等）への配慮」の対象範囲は公園、駐輪場、周辺交通等のそれぞれの場所について記載すると考えれば宜しいのでしょうか、ご教示願います。	
614	第６号様式　簡易な施工計画　（施工上配慮すべき事項） 周辺環境（公園、駐輪場、周辺交通等）への配慮について、対象となる箇所は以下のどちらか、ご教示ください。 (1)到達立坑作業ヤードのみ (2)発進立坑作業ヤード及び到達立坑作業ヤードの両方	
615	第６号様式　簡易な施工計画　（施工上配慮すべき事項） 周辺環境（公園、駐輪場、周辺交通等）への配慮について、対象となる項目は、「公園利用者、駐輪場利用者への配慮する内容、周辺交通の渋滞抑制等に関する内容」以外に、第三者への安全対策に関する内容も評価の対象となるのでしょうか。	
616	総合評価落札方式実施要領書P2　４．技術資料の具体的評価項目と用語の定義 施工上配慮すべき事項の定義として、「周辺環境（公園、駐輪場、周辺交通等）への配慮」と記載がありますが、ここに示す「公園」は、岡野公園および新田間川緑地公園の２つとの認識で宜しいでしょうか。	
617	１つの提案内容に複数の技術を記載した場合は、評価しないものと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	評価に関することとなるため、回答できません。
618	総合評価落札方式実施要領書 技術提案において、同一の提案内容を複数の評価項目に記載した場合、有効な提案であると認められた場合は、記載した各項目で評価を頂けますでしょうか。たとえば、【技術A】という提案を第3号様式（工程管理にかかる技術的所見）と第5号様式（施工上の課題に係る技術的所見）で提案した場合、第3号様式において有効性が認められ、さらに第5号様式においても有効性が認められる技術であると評価された場合、第3号様式、第5号様式の双方で有効であると評価をいただけるのでしょうか。	それぞれの提案項目に対して有効な提案であった場合は、各項目で評価の対象となります
619	入札説明書P9において、配置技術者は落札候補者になった時点で入札参加資格確認の際に届出た技術者から変更できるとありますが、総合評価の評価項目に該当する技術者においても、求められた要件を満たせば変更できると考えてよろしいでしょうか。	入札参加資格確認資料提出時に、技術資料に記載した「配置予定技術者」や「担当技術者」の変更が可能です。 この時、技術資料の再提出及び評価点の再評価は行いませんが、「配置技術者」や「担当技術者」の変更により、評価点が減点になる場合は、 ペナルティの対象となるので、ご注意ください。
620	技術提案に係る提出書類形式について 総合評価落札方式実施要領書に特段の記載はありませんが、提出する技術提案についてファイル形式の指定はありますでしょうか（Word、Excel、PDF等）	指定のエクセルの様式をそのまま使用するか、項目を必要に応じて追加して記入してもかまいませんが、A４片面２枚あるいはA３片面１枚までを限度とします。なお指定様式以外は評価の対象となりません。
621	総合評価落札方式実施要領書　第３号様式 様式内にある工程表フォーマットについて、月数列および工種行の追加は可能でしょうか。	
622	総合評価落札方式実施要領書の第3号様式について、A4用紙片面２枚で作成する場合、工程表はA4横書きとしてよろしいでしょうか。	縦・横どちらも可能です。
623	総合評価落札方式実施要領書　第３号様式 「A4片面２枚あるいはA3片面１枚までを限度」と記載がありますが、A3片面とした場合の用紙方向は縦、横どちらも可能でしょうか。	

令和8年11月5日に番号83,84,151~154,241~250,266~270,287,522~524,588~593の回答を差し替えています。